

事前計画書作成の手引

(処分業 中間処理施設用)



令和3年4月

〔情報開示請求及び公文書情報提供サービスの対象文書について〕

許可申請・届出等に伴い、東京都に御提出いただいた事前計画書を含む一切の資料・書類等は、事前相談段階のものであっても、第三者から東京都情報公開条例に基づく開示請求又は公文書情報の提供依頼があった場合、原則、開示対象となります。

【目 次】

はじめに.....P. 1

第 1 章 事前計画書の概要

- 1 事前計画書の目的.....P. 2
- 2 提出方法.....P. 2
- 3 提出部数.....P. 2
- 4 予約受付先及び提出先.....P. 2
- 5 産業廃棄物処分業許可取得までの流れ.....P. 3
- 6 提出書類一覧.....P. 4

第 2 章 事前計画書の作成

- 1 事前計画書作成にあたっての留意事項.....P. 5
- 2 よくある質問.....P. 1 2
- 3 事前計画書様式.....P. 1 9
- 4 事前計画書様式記載例.....P. 4 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の規定に該当する施設を設置しようとする場合は、本手続きの前に別の手続き（産業廃棄物処理施設設置許可申請）が必要となりますので、施設の設置場所の管轄窓口に御相談ください。

はじめに

産業廃棄物処分業の許可を取得等するためには、廃棄物処理法に規定された基準を満たす必要があります。東京都（以下「都」という。）では同基準について適正に審査するため産業廃棄物処分業の許可申請等（下記「申請等の種類」参照）に先立ち、本書の事前計画書の提出を求めています。（特別管理産業廃棄物処分業についても同様です。）

【 申請等の種類 】

申請等の種類	目 的
新規許可申請	産業廃棄物処分業の許可を有していない方が、同許可を取得する場合
更新許可申請	既に産業廃棄物処分業の許可を有している方が、許可期限の満了に際し、その許可を更新する場合
変更許可申請	既に産業廃棄物処分業の許可を有している方のうち次に該当する場合 ① 取り扱う産業廃棄物の種類の追加及び限定解除 ② 処分方法の追加
変更届	既に産業廃棄物処分業の許可を有している方が、 <u>変更許可に該当しない範囲</u> で処分業の内容を変更する場合 【具体例】 ① 「処分の方法」及び「取り扱う産業廃棄物の種類」が変わらない範囲での機器施設の移転、追加 ② 処理前、処理後の産業廃棄物の保管量及び施設内配置等の変更 ③ 付帯設備の変更・入替 ※変更許可申請や産業廃棄物処理施設設置許可申請が必要な場合があります。事前に必ず御相談ください。

【注意事項】

- ・虚偽の申請により許可を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2第1項第6号の規定により、許可を取消されることがあります。なお、許可取消の日から5年間は新たに許可を申請することができません。
- ・虚偽の届出をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第29条第1項の規定により、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、次回の更新許可申請の際に不許可処分になる可能性があります。
- ・行政書士が虚偽の届出をした場合、行政書士法第14条、第14条の2の規定により処分されることがあります。

第1章 事前計画書の概要

1 事前計画書の目的

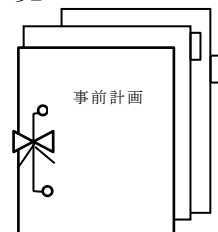
本事前計画書は、申請等に先立ち処分の方法等を確認・指導し、円滑に手続きを進めることを目的としています。

2 提出方法

- ・ 提出は予約制(毎週水曜日)です。あらかじめ電話で予約の上、御来庁ください。
- ・ 施設が複数ある場合は施設(所在地)ごとに事前計画書の提出が必要になります。
- ・ 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の施設について同時に申請する場合は、同じ所在地であってもそれぞれについて事前計画書を提出してください。
- ・ 更新許可申請の場合、事前計画書は許可期限の6か月前から提出できます。余裕を持って御提出ください。(予約日は、1～2か月先になることがあります。)

3 提出部数

- ・ 正副2部です。副本は申請者の控えになります。(副本は正本のコピー可)
- ・ 事前計画書は左側に2穴を空けて綴じひもで綴じ、「第1章6提出書類一覧(P.4)」の表の順に綴じて項目ごとにインデックスを付けてください。



4 予約受付先及び提出先

- ・ 処分施設の設置場所の管轄窓口へ予約し提出してください。
- ・ 電話受付時間は9時から17時までです。
(12時から13時を除く。)

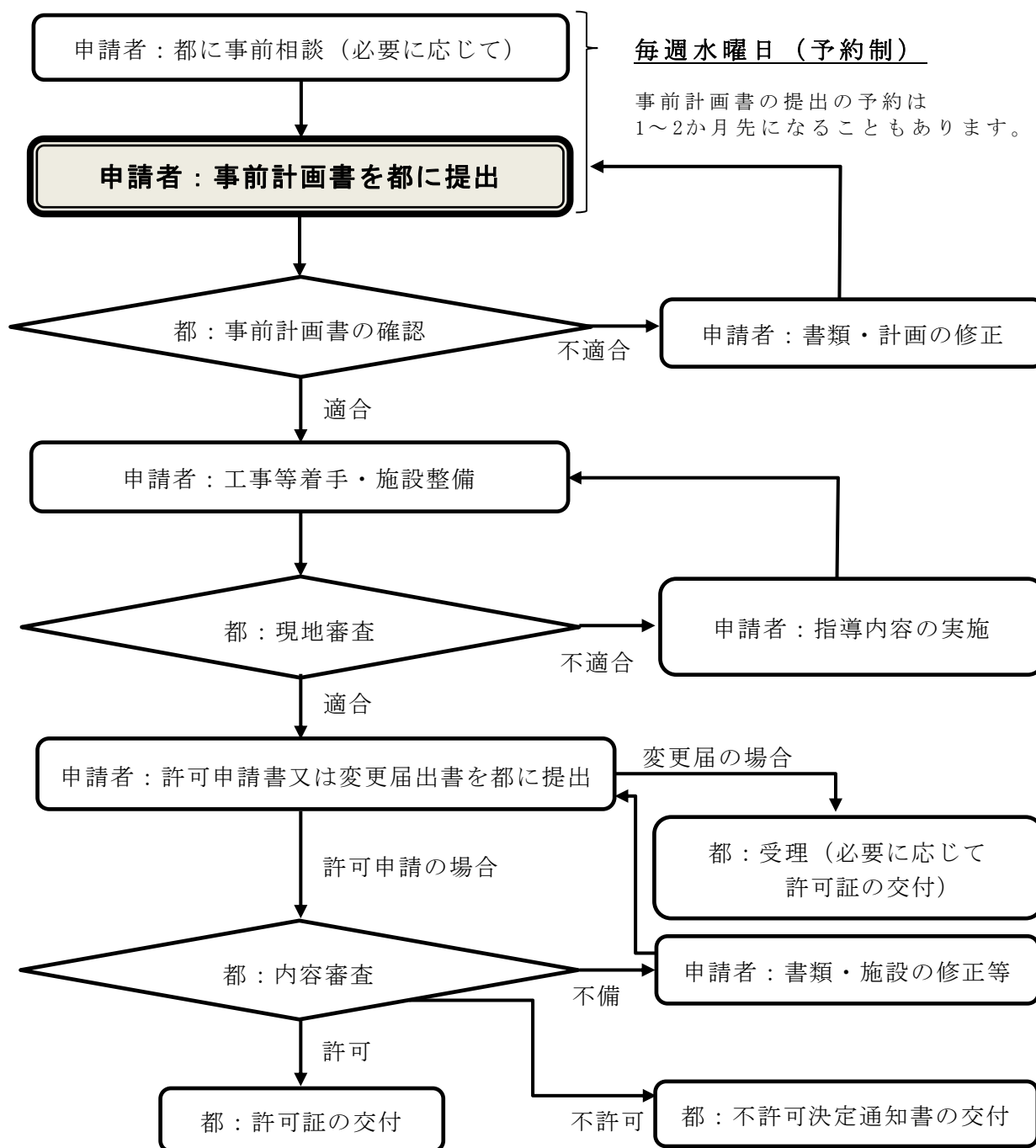
施設の設置場所	管轄窓口(予約受付先及び提出先)
23区 島しょ	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 19階北側 JR 新宿駅西口から徒歩15分 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩5分 電 話 03-5388-3587 F A X 03-5388-1381
市町村 (八王子市、 島しょを 除く。)	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎 3階 JR 立川駅南口から徒歩15分 西国立駅から徒歩7分 電 話 042-528-2693 F A X 042-522-9511

5 産業廃棄物処分業許可取得までの流れ

最初に事前計画書の提出が必要です。その内容が廃棄物処理法に規定する基準に適合することを都の担当者が確認した後に、施設を整備することができます。(特に変更がない更新申請等の場合は、事前計画書提出後、現地審査になります。)

施設の整備後、その施設が事前計画書のとおりとなっていることを都の担当者が現地審査で確認してから、申請書・届出書の提出となります(現地審査で基準に不適合と判断した場合は、修正・補修等を行っていただきます。)

なお、施設が基準に適合していても、申請者の能力に係る基準(知識・技能、経理的基礎等)に不適合な場合及び欠格事項該当の場合などは、不許可となります。



6 提出書類一覧

※以下の順に書類を綴ってください。

提出書類		記載例のページ
	<input type="checkbox"/> 事前計画書表紙	P. 4 6
	<input type="checkbox"/> 都許可証の写し（他の産業廃棄物処理業の許可を含む。）	—
1	<input type="checkbox"/> 1-1 施設の案内図	P. 4 7
	<input type="checkbox"/> 1-2 用途地域を示す図面	P. 4 8
	<input type="checkbox"/> 1-3 施設の周辺図	P. 4 9
	<input type="checkbox"/> 1-4 施設周辺の写真	P. 5 0
	※新規に「中間処理施設」を設置する場合は、変更前に関する書類の提出は不要です。	
2	<input type="checkbox"/> 2 変更の概要（新規申請の場合は不要）	P. 5 1
3	<input type="checkbox"/> 3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）	P. 5 2
	<input type="checkbox"/> 3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）	P. 5 3
	<input type="checkbox"/> 3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）（変更後）	—
4	<input type="checkbox"/> 4-1 産業廃棄物の流れ（フロー図）	P. 5 4
	<input type="checkbox"/> 4-2 産業廃棄物の流れ（場内ルート図）	P. 5 5
5	<input type="checkbox"/> 5-1 主要機器の一覧表	P. 5 6
	<input type="checkbox"/> 5-2 主要機器等（主要機器及び付帯設備）の関連イメージ図	—
	<input type="checkbox"/> 5-3 主要機器等の図面・カタログ	—
	<input type="checkbox"/> 5-4 主要機器等の写真	—
	<input type="checkbox"/> 5-5 主要機器の処理能力計算書 ※メーカー作成のものを添付	—
	<input type="checkbox"/> 5-6 主要機器等の安全性を明らかにする説明等	P. 5 7
6	<input type="checkbox"/> 6-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）	P. 5 8
	<input type="checkbox"/> 6-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）	P. 5 9
	<input type="checkbox"/> 6-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）	P. 6 0 - 6 1
	<input type="checkbox"/> 6-4 産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）	—
	<input type="checkbox"/> 6-5 産業廃棄物の保管容量（計画容量の法適合性）	P. 6 2
	<input type="checkbox"/> 6-6 産業廃棄物の保管場所（安全性を明らかにする説明等）	P. 6 3
7	<input type="checkbox"/> 7 施設清掃に関する説明	P. 6 4
8	<input type="checkbox"/> 8 生活環境の保全上の措置等	P. 6 5
9	<input type="checkbox"/> 9-1 重機一覧表	P. 6 6
	<input type="checkbox"/> 9-2 重機の写真	—
	<input type="checkbox"/> 9-3 重機の使用権原	—
10	<input type="checkbox"/> 10 使用権原を証明する書類等（土地、建物、公図）	—
11	<input type="checkbox"/> 11-1関係法令に関する書類（環境確保条例）	—
	<input type="checkbox"/> 11-2関係法令に関する書類（その他）	—
12	<input type="checkbox"/> 12-1説明対象者を示す図面	P. 6 7
	<input type="checkbox"/> 12-2説明資料	—
	<input type="checkbox"/> 12-3説明経過書	P. 6 8
	<input type="checkbox"/> 同意書等（同意等を頂けた場合）	

第2章 事前計画書の作成

1 事前計画書作成にあたっての留意事項

事前計画書の作成方法は以下のとおりです。以下の順に書類を整え、左側に2穴を空けて綴じひもで綴ってください。写真は**最新のもの(事前計画書提出日の3か月以内に撮影)**を添付してください。

事前計画書	
【事前計画書表紙】	
<ul style="list-style-type: none">➢ 作業時間は「工場設置認可申請書」(下記「11-1関係法令に関する書類(環境確保条例)」)に記載の時間を記入してください。➢ 行政書士の方が提出する場合、「担当者」欄に申請者(届出者)の担当者名等及び行政書士名等も記載してください。	
【都許可証の写し(他の産業廃棄物処理業の許可を含む。)]	
<ul style="list-style-type: none">➢ 申請又は届出に係る東京都の許可証の写しを添付してください。➢ 東京都において他の許可(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分量、収集運搬業)を有する場合は、その許可証の写しも添付してください。	
【1 施設周辺の概要】	
1-1	施設の案内図 <ul style="list-style-type: none">➢ 幹線道路、駅、その他目印になるものを明記してください。
1-2	用途地域を示す図面 <ul style="list-style-type: none">➢ 施設周辺の用途地域が確認できる図面を添付してください。➢ 用途地域は各区市町村等のホームページ掲載の都市計画情報で確認できます。同ホームページの画像をカラーコピーしたものを添付することができます。必要に応じ凡例も添付してください。➢ 用途地域が、「11-1関係法令に関する書類(環境確保条例)」に記載されているものと異なる場合は、経緯・理由等が確認できる資料を添付してください。
1-3	施設の周辺図 <ul style="list-style-type: none">➢ 施設周辺の状況が確認できる図面(「1-1施設の案内図」より縮尺の大きいもの)を添付してください。➢ 「1-4施設周辺の写真」の撮影位置・方向等を明記してください。
1-4	施設周辺の写真 <ul style="list-style-type: none">➢ 施設を含む敷地概観、敷地が面する道路状況、隣地境界等周辺状況が確認できる写真を「1-3施設の周辺図」の撮影位置ごとに添付してください。施設が未設置の場合は、設置予定場所の現況写真を提出してください。施設整備後、改めて写真を提出してください。「3-3施設内写真(排水処理設備等を含む。)(変更後)」「5-4主要機器等の写真」「6-4産業廃棄物の保管場所の写真(変更後)」の写真の提出についても同様です。

【2 変更の概要】（新規申請の場合は不要）

- 更新申請又は届出等に当たり変更事項がある場合はその内容を、変更がない場合は「変更事項なし。」と記載してください。

【3 施設の概要】 ※変更箇所がわかるようにマーカーを引く等明示してください。

3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）

（変更がない場合、初めて処分業を行う場合は不要）

- 変更前の図面（これまで都に提出した最終版で、「3-2施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）」と比較できるもの）を添付してください。

3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）

- 施設の塀・壁、搬入出口、処理前後の産業廃棄物の保管場所、選別場所、掲示板、主要機器、排水処理設備、駐車スペース、台貫、散水設備、消臭設備等の位置を明記してください。
- 床面の材質、排水溝、オイルトラップ、汚水ます等の位置及び排水の放流先を記載してください。
- 各主要機器に下記「5-1主要機器の一覧表」の処理番号を記載してください。
- 各保管場所に下記「6-2保管する産業廃棄物の一覧表(変更後)」 「6-3産業廃棄物の保管場所(図面・計画容量)(変更後)」の保管番号を記載してください。
- 下記「3-3施設内写真(排水処理設備等を含む。)(変更後)」の写真の撮影位置、方向等を明示してください。
- 処分の過程で有価物の抜取りを行う場合は、有価物の保管場所についても明示してください。

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）（変更後）

- 建屋概観、施設内概観、台貫、主要機器、処理前後の保管場所、選別場所、掲示板、排水処理設備、駐車スペース、散水設備、消臭設備等の写真を「3-2施設内配置図(排水設備等を含む。)(変更後)」の撮影位置ごとに添付してください。

【4 中間処理の概要】

4-1 産業廃棄物の流れ（フロー図）

- 処分方法及び取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、搬入、積下ろし、保管、処分、積込み、搬出及び搬出先等の一連の流れについて、フロー図で説明してください。
- 処理番号は下記「5-1主要機器の一覧表」の処理番号を記載してください。

4-2 産業廃棄物の流れ（場内ルート図）

- 上記「4-1産業廃棄物の流れ(フロー図)」について関連する処理施設、処分前後の保管場所等を着色し、当該図面に搬入から搬出までの処理経路(矢印の付いた線)を記載してください。
- 処分方法や取り扱う産業廃棄物の種類が多い場合は、処分方法及び取り扱う産業廃棄物の種類ごとに作成してください。

【5 機器の詳細】

5-1 主要機器の一覧表

- 機器の処理方法、メーカー名及び型番等を記載してください。
- 機器ごとに処理番号を付けてください。
- 「3-2施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）」及び「4-1産業廃棄物の流れ（フロー図）」の処理番号は、本表と同じ番号としてください。

5-2 主要機器等（主要機器及び付帯設備）の関連イメージ図

- 機器構成が複雑な場合（以下の〔関連する機器の例〕に該当する場合など）、処理の流れがわかるよう作成してください。本書類が必要か否か判断できない際は、本計画書の提出時に担当者に相談してください。

〔関連する機器の例〕

- <例1> 焼却：焼却炉、集塵装置、冷却装置、除害装置、水処理装置、排出装置、脱臭装置、空気供給装置等
- <例2> 脱水：脱水機、脱臭装置、水処理装置等

5-3 主要機器等の図面・カタログ

5-4 主要機器等の写真

- 主要機器等の概観、主要箇所（破砕機であれば刃など）、産業廃棄物の投入口、機器の銘板、処理後物の排出口等が確認できる写真を添付してください。

5-5 主要機器の処理能力計算書

- メーカーが作成したもの（作成したメーカーがわかるもの、メーカー名やメーカーのロゴ等が同計算書に印字されているもの等）を添付してください。なお、換算係数が環境省通知（平成18年12月27日付環廃産発第061227006号）と異なる場合は、当該係数の採用理由（処理品目詳細など）の説明資料を添付してください。
- 算定の根拠となる稼働時間が、「工場設置認可申請書」（下記「11-1関係法令に関する書類（環境確保条例）」）に記載の時間と異なる場合は、経緯・理由等が確認できる資料を添付してください。

5-6 主要機器等の安全性を明らかにする説明等

- 主要機器及び付帯設備の設置場所が当該機器等の荷重に耐えられ、主要機器等の耐震安全性が確認できる設計計算書（想定震度及び安全率が記載されているもの）を作成してください。（建築・設計会社等が作成した計算書等（写し）の添付可）。

【6 保管場所の詳細】 ※変更箇所がわかるようにマーカーを引く等明示してください。

6-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）

- （変更がない場合、初めて処分業を行う場合は不要）

- 6-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）
- ▶ 処理方法ごとに産業廃棄物の種類等を記載し、保管番号を付けてください。
 - ▶ 「3-2施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）」「6-3産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）」における保管番号は、本表と同じ**保管番号**としてください。
 - ▶ 水銀使用製品産業廃棄物については、保管する具体的な製品名（廃蛍光灯、廃水銀電池等）も明記してください。
- 6-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）
- ▶ 保管場所ごとに、作成してください。
 - ▶ 下記「6-4産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）」の写真の撮影位置、方向等を明示してください。
 - ▶ 直置きの場合は産業廃棄物の置き方の正面図、側面図、平面図を、容器使用の場合はその置き方が分かる図面を作成してください。
 - ▶ いずれの図面にも、高さ、奥行き、幅（容器使用の場合は**内寸法等**及び材質（必要な場合のみ）を含む。）及び容量計算の根拠（計算式）を明記してください。（容器カタログ・仕様書等の添付可）
 - ▶ 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の液状の産業廃棄物を保管する場合は、保管場所に**防液堤等**を備える必要があります。防液堤の図面（高さ、奥行き、幅（いずれも内寸法）を明記）、容量計算の根拠（計算式）及び材質を記載してください。
 - ▶ なお、防液堤内に設置する保管容器のうち1個が壊れて漏れた場合に防液堤内でためられることを計算し、安全性を示してください。なお、容器の種類が複数ある際は、原則としてその中で最大容量の容器1個が漏れた場合の安全性を示してください。
- 6-4 産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）
- ▶ 各保管場所について正面、側面などの全体像、基準線、産業廃棄物の種類の表示が確認できる写真を「6-3産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）」の撮影位置ごとに添付してください。
- 6-5 産業廃棄物の保管容量（計画容量の法適合性）
- ▶ 処理前の最大保管量が主要機器の処理能力（1日当たり）の**1.4倍以下**であることを、計算して示してください。
 - ▶ ただし、建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において再生のために保管する場合は、処理能力（1日当たり）の**2.8倍**（アスファルト・コンクリートの破片にあっては**7.0倍**）以下となります（環境省令）。この場合、保管上限の計算式は「 $c=a \div b \times 28 (70)$ 」です。
- 6-6 産業廃棄物の保管場所（安全性を明らかにする説明等）
- ▶ 囲い・擁壁等を利用して保管する場合は、風、地震及び廃棄物等による荷重に対し十分な安全性を明らかにした構造図及び設計計算書等を作成してください（建築・設計会社等作成の計算書等（写し）の添付可）。また、どの程度の震度・荷重・風圧に耐えられるかを明記してください。
 - ▶ 底面の材質、不透水性についても説明してください。

【 7 施設清掃に関する説明】

- 清掃を行う対象（処理施設、保管場所、選別場所、保管容器、排水処理設備など）ごとに、清掃頻度と方法を記載してください。

【 8 生活環境の保全上の措置等】

- 生活環境に影響を及ぼす可能性がある項目（粉じん、悪臭、振動、騒音、有害物質、地下浸透など）ごとに、発生が想定される場所、防止対策を記載してください。
- 発生が想定される場所を示した図面、防止対策を補完する写真、浄化槽及びオйлトラップ等のカタログなどを必要に応じて添付してください。
- 屋外保管の場合は、シート掛け等の汚水発生防止策を記載してください。

【 9 処分に係る作業に使用する重機】

9-1 重機一覧表

- 重機の種類及び台数を記載してください。

9-2 重機の写真

- 重機にナンバープレートがついている場合は、ナンバープレートが確認できるように写真を撮影してください。

9-3 重機の使用権原

- 重機の使用権原が確認できる書類（購入した際の伝票（写し）や法令点検記録（写し）など）を添付してください。

【 10 使用権原を証明する書類等】

- 公図（対象の土地をマーカー等で囲んだもの）※¹
- 土地・建物の全部事項証明書※¹
- 土地・建物の賃貸借契約書（写し）※²（申請者が土地・建物の所有者でない場合のみ必要）を添付してください。

※¹ 交付日から6か月以内で最新のものを。

※² 所有者が「産業廃棄物の積替え保管施設」として土地・建物の使用を認めていることを同契約書で確認することができない場合は、その他確認できる書類（承諾書、同意書の写し等）を添付してください。

施設設置場所の用途地域等によっては、使用権原を取得していても施設の設置ができないことがあります。あらかじめ建築基準法の所管部署（P.12参照）に御相談ください。

【 1 1 他法令への対応】

11-1 関係法令に関する書類（環境確保条例）

- 施設の設置又は変更（軽微な変更を含む。）に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」に基づき、施設設置場所を管轄する区、市又は都の担当部署へ「工場設置認可申請」に係る手続きが必要な場合があります。手続きの必要の有無を必ず確認してください。
- 環境確保条例の手続きを行った場合は、担当部署の受付印等が押印された申請書等の表紙、「その1」及び「その2」の写しを添付してください。
- 「工場設置認可申請」をした場合は、上記の申請書等の写しに加え、認可書・認定書の写しを添付してください。
- 申請等が不要である旨を確認した場合は、その内容が分かる議事録*などを添付してください。

※確認日時、部署、担当者及び内容等が記載されたもの。

11-2 関係法令に関する書類（その他）

- 中間処理施設の建設、営業及び変更にあたっては、他法令の許認可、届出等が必要な場合があります（【別表 関係法令一覧】P. 11参照）。必要に応じて各担当部署に確認してください。
- 他法令に関する申請等を行った場合は、担当部署の受付印等が入った同申請書等の写しを添付してください。
- 所管部署の事務手続き上直ちに申請等を行うことができない場合、又は申請等が不要である旨を確認した場合は、その内容が分かる議事録*などを添付してください。

※確認日時、部署、担当者及び内容等が記載されたもの。

【 1 2 住民説明の状況】

12-1 説明対象者を示す図面

- 「1-3施設の周辺図」等を使用し、説明した住民、事業者等を図面上に示してください。
- 説明対象者は、敷地が接している方、道路を挟んだ向かい側とその両隣の方等です。（ただし、片側車線が2車線以上の道路を挟んだ向かい側は、説明対象から除くことができます。）
- 駐車場や公園等は、説明対象に含める必要はありませんが、それが分かるよう図示してください。

12-2 説明資料

- ▶ 「12-1説明対象者を示す図面」の説明対象者に対する説明資料を添付してください。

【説明資料に記載する内容の例】

- ・ 施設で取り扱う産業廃棄物の種類
- ・ 施設で行う処分方法及び具体的な作業内容
- ・ 変更事項がある場合はその変更内容
- ・ 廃棄物の飛散及び流出、悪臭、地下浸透、騒音及び振動など、生活環境への影響に対する防止対策、生活環境への影響が発生した場合の対処方法（施設で行う作業だけでなく、車両の搬入出により発生するものも含む。）
- ・ その他、施設近隣の生活環境保全に必要な事項

12-3 説明経過書

- ▶ 説明対象者に対する説明日、説明結果などを記載してください。
- ▶ 説明を行った住民、事業者等からの同意書等(写し)を添付してください(同意等を頂けた場合のみ)。

【別表 関係法令一覧】

関係法令	写しの添付が必要な書類	所管部署
建築基準法（建築確認） ※用途地域等によっては、中間処理施設が設置できないことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認申請書（添付書類を含む。） ・ 確認済証 ・ 検査済証 	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都都市整備局 ② 区市等
消防法（危険物施設等の許可、届出）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請書（添付書類を含む。） ・ 許可証 ・ 完成検査済証 ・ 届出書（添付書類を含む。） 	消防署
火災予防条例（少量危険物、指定可燃物の届出）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書（添付書類を含む。） 	
労働安全衛生法、クレーン等安全規則（クレーンの設置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーン設置報告書 ・ 自主検査記録 ・ 点検記録 ・ 補修の記録 	労働基準監督署
その他、中間処理施設の設置等における関係法令	手続きを行った際の申請書、許可証等	

2 よくある質問

Q 1. 産業廃棄物の処分等とは、具体的に何をすることですか？

A 1. 都では産業廃棄物の処分等とは、次の①～③に掲げるようなことをいいます。また、①及び②については中間処理ともいいます。

① 処分

廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によってその形態、外観、内容等について変化させ、生活環境保全上支障の少ないものにすること。

<具体例>

破碎、圧縮、圧縮固化、焼却、中和、脱水、熔融、生物処理 等

※都では「選別」を産業廃棄物の処分とは認めていません。

② 再生

廃棄物を再び製品の原材料等の有用物とするために、必要な物理的、化学的又は生物学的処理を行うこと。同処理後に中間処理又は最終処分される場合は「再生」に該当しません。

<具体例>

再生コンクリートを製造するための破碎、スラグを製造するための熔融、コンポストや肥料を製造するための生物学的処理等

③ 最終処分

廃棄物にほとんど人工的な変化を加えず、又は処分後の廃棄物を埋立基準に従って埋め立てること等。

Q 2. 中間処理施設に関する法律上の規定を教えてください。

A 2. 中間処理施設に関する基準は、産業廃棄物については廃棄物処理法施行令第6条に、特別管理産業廃棄物については同施行令第6条の5に規定されています。同施行令第6条に規定されている基準の一部は、以下のとおりです。

- ① 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に中間処理施設の設置場所である旨その他必要事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ② 処分又は再生に当たっては、産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- ③ 中間処理施設には、生活環境保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講じること。
- ④ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 産業廃棄物の保管場所については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 処理前最大保管量は、環境省令で別に定める場合を除き原則として処理施設の処理能力（1日当たり）の1.4倍以下であること。

Q 3. 廃プラスチック類、木くず、又はがれき類等を含む混合廃棄物を処理する（単独処理は行わない）場合、廃棄物処理法第15条の施設に該当するかどうかの判断は、どのように行うのですか？

A 3. 廃プラスチック類、木くず、又はがれき類等について、実際には単独で処理しない場合であっても、それぞれ単独で8時間処理した場合の処理能力を計算し、その計算結果を都へ提出してください。

都では、この計算結果に基づき、廃棄物処理法第15条の処理施設に該当するか否かを判断します。

Q 4. 産業廃棄物の保管量の考え方、容量の計算方法を教えてください。

A 4. 容器を使用して保管する場合、保管量は原則として容器の容量となります。

容器を使用せずに囲いに接する場所で保管する場合又は囲いに接しない状態で保管する場合は、勾配が50%（角度にして約 26.5° ）以下となるように積み上げてください（図1参照）。

なお、容器使用の有無にかかわらず、保管場所の最大保管量は、原則として当該処理施設の一日当たりの処理能力の**1.4倍（環境省令で定める場合にあっては、同法で定める数量）以下**です。

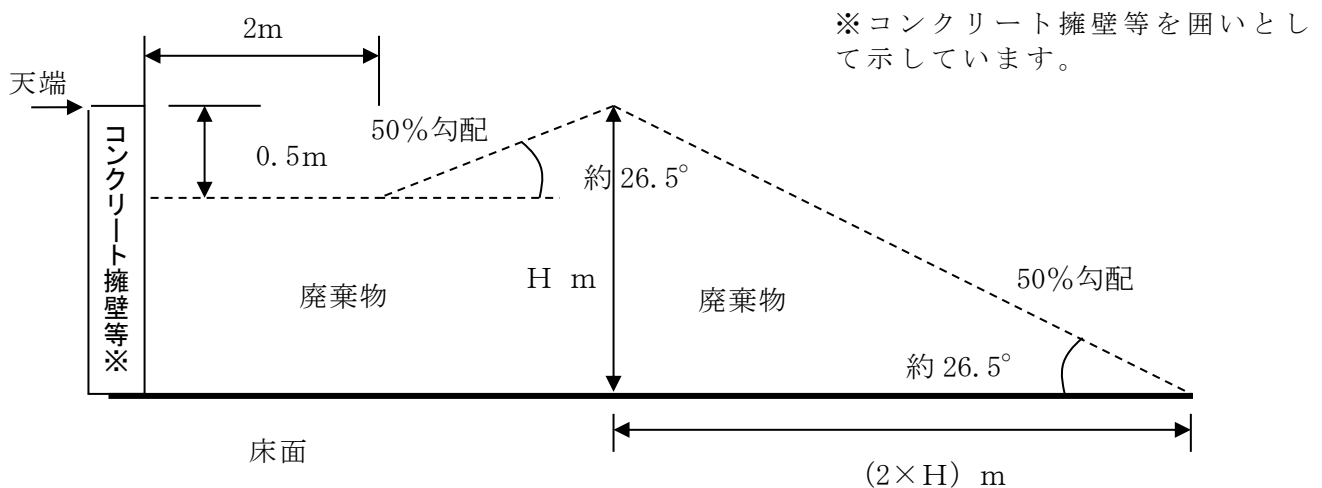


図1 最大保管高さの判定例

(補足)

- ・ 図中の点線は保管上限を表しています。距離に対して高さは1/2以下となるようにしてください。
- ・ 囲いから**2m**の範囲は、同囲いの天端から**0.5m**の高さまでしか積み上げることはできません。
- ・ 囲いは構造耐力上安全であることが必要です。

※廃棄物処理法施行規則第8条参照

Q 5. 保管場所に関する基準を教えてください。

A 5. 保管場所には、保管を行う産業廃棄物の種類を示す表示を掲げてください。

また、保管場所の床面、壁面には黄色や白色などの鮮明な色で最大保管量を示す基準線（約10cm幅）を引いてください（図2参照）。基準線の下端が最大保管高さとなるため、産業廃棄物は基準線を隠さないように保管してください（図3参照）。

なお、廃棄物の保管場所を選別場所に使用することはできません。保管前後に廃棄物を選別する場合は、保管場所とは別に選別場所を設置してください。

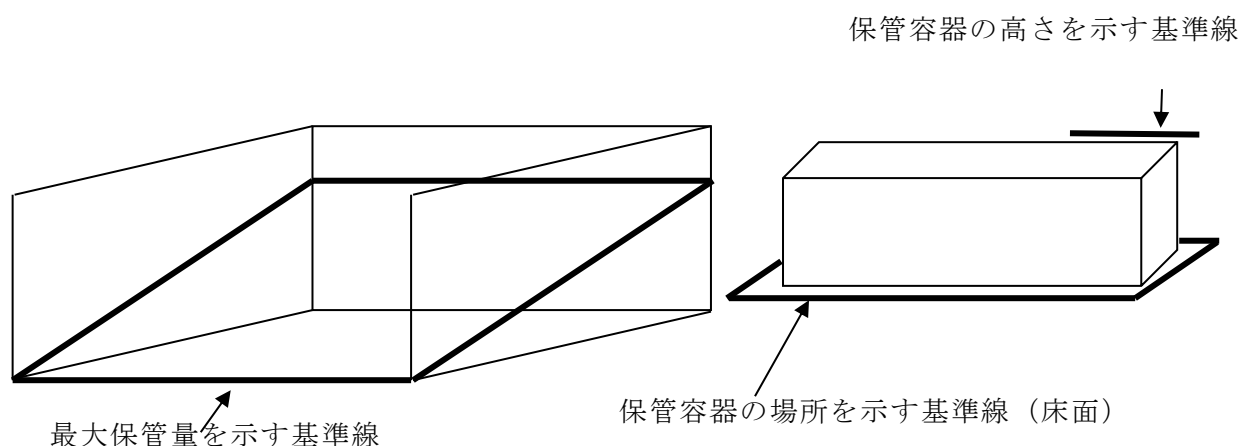


図2 基準線の例

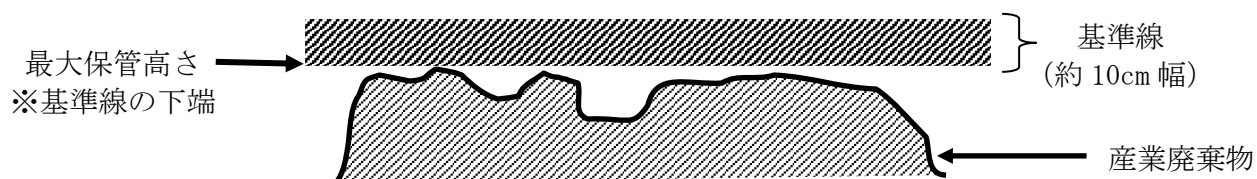


図3 基準線の書き方

Q 6 . 掲示板の大きさ及び記載事項等を教えてください。

A 6 . 掲示板の大きさ及び記載事項等は、下記のとおりです。なお、掲示板は、外部から見える場所に設置する必要があります。

- ① 掲示板の大きさ……………縦1m以上×横2m以上
(都の行政指導の基準)
- ② 材 質……………紙以外で耐候性のあるもの
- ③ 文 字……………ペンキ等、耐候性のあるもの

産業廃棄物 中間処理施設	
許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者名
	本社所在地・電話番号
	施設の設置場所
	施設責任者氏名
中間処理する産業廃棄物の種類*	
処理の方法	
処理能力	
処分等のための保管量上限	
許可番号	
許可期限	年 月 日～ 年 月 日

図 4 掲示板の記載例

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を処分する場合、「中間処理する産業廃棄物の種類」の欄に他の産業廃棄物と同様に明記してください。

3 事前計画書様式

年 月 日

中間処理施設 事前計画書

(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)

東京都知事 殿

[申請者又は届出者]

郵便番号

住 所

名 称

代表者氏名

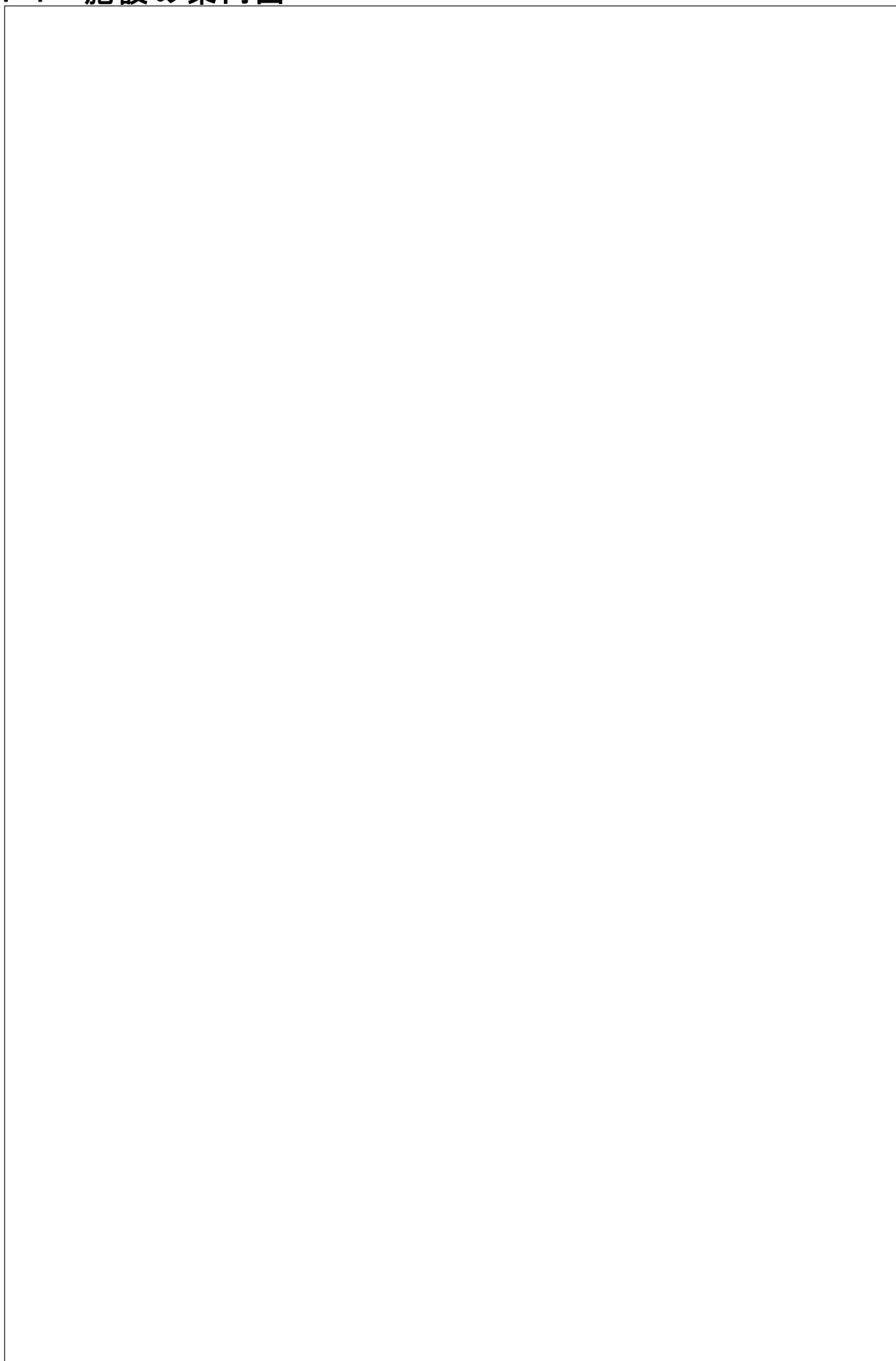
電話番号

FAX番号

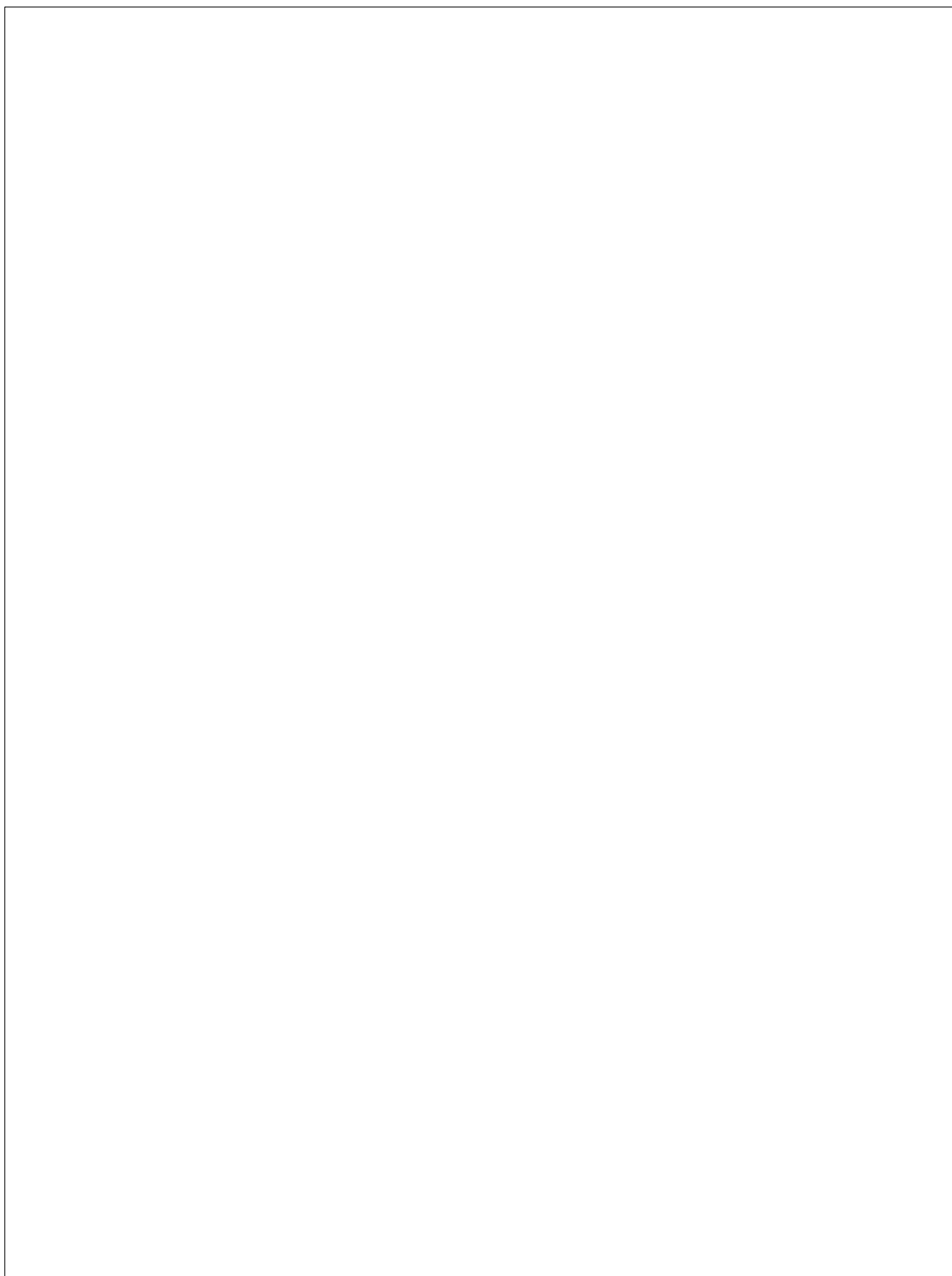
申請又は届出の区分	産業廃棄物 ・ 特別管理産業廃棄物 ----- 新規許可 ・ 変更許可 ・ 更新許可 ・ 変更届
中間処理施設 の所在地	
用 途 地 域	工業専用地域・工業地域・準工業地域・商業地域・ その他 ()
作 業 時 間	
処分の方法と取り扱 う産業廃棄物の種類	
中間処理施設に 関する変更事項	有 ・ 無
許可の有効年月日	年 月 日
東京都における 他の許可の有無	無・有 ()
担当者及び連絡先	-----

1 施設周辺の概要

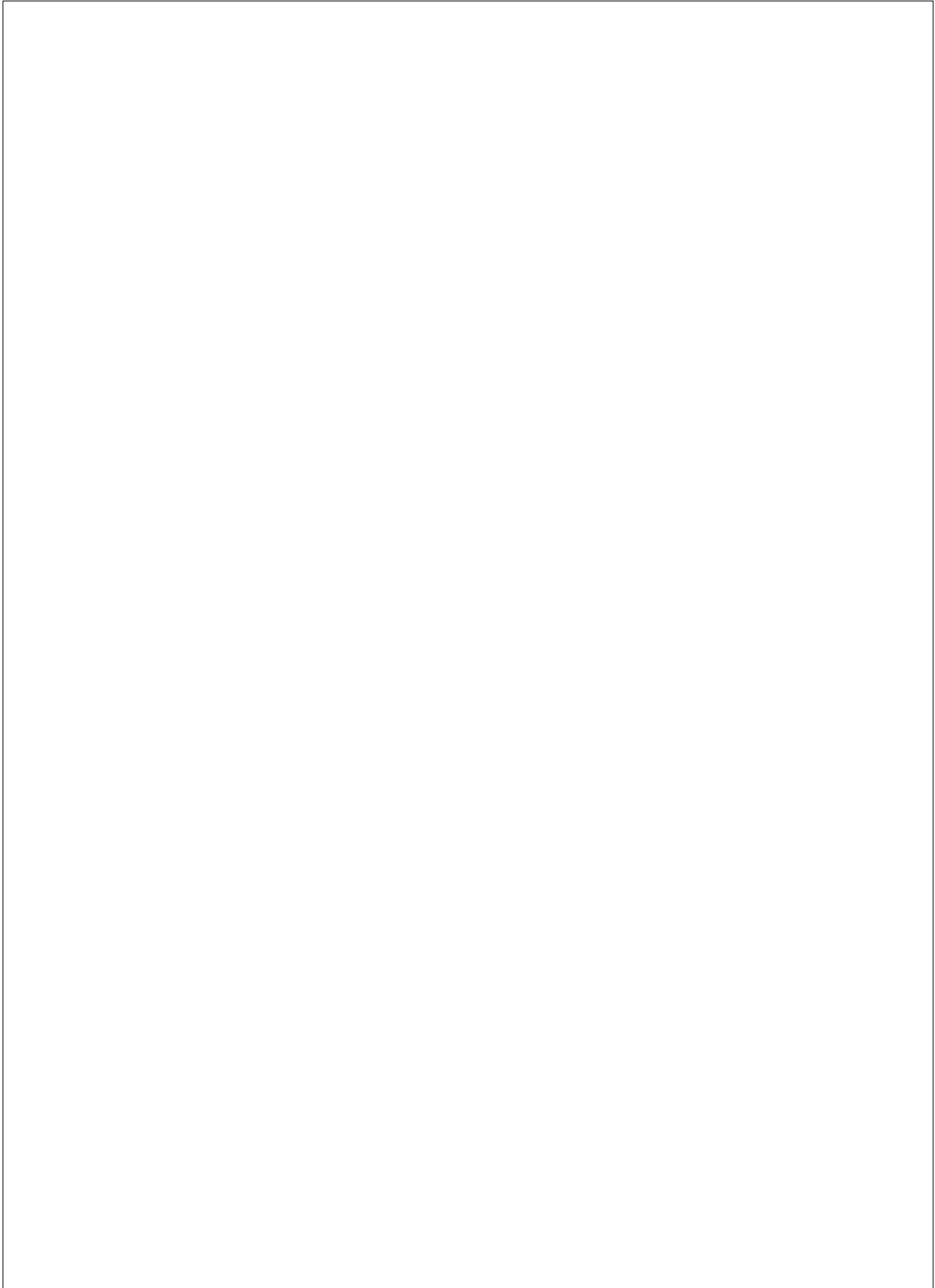
1-1 施設の案内図



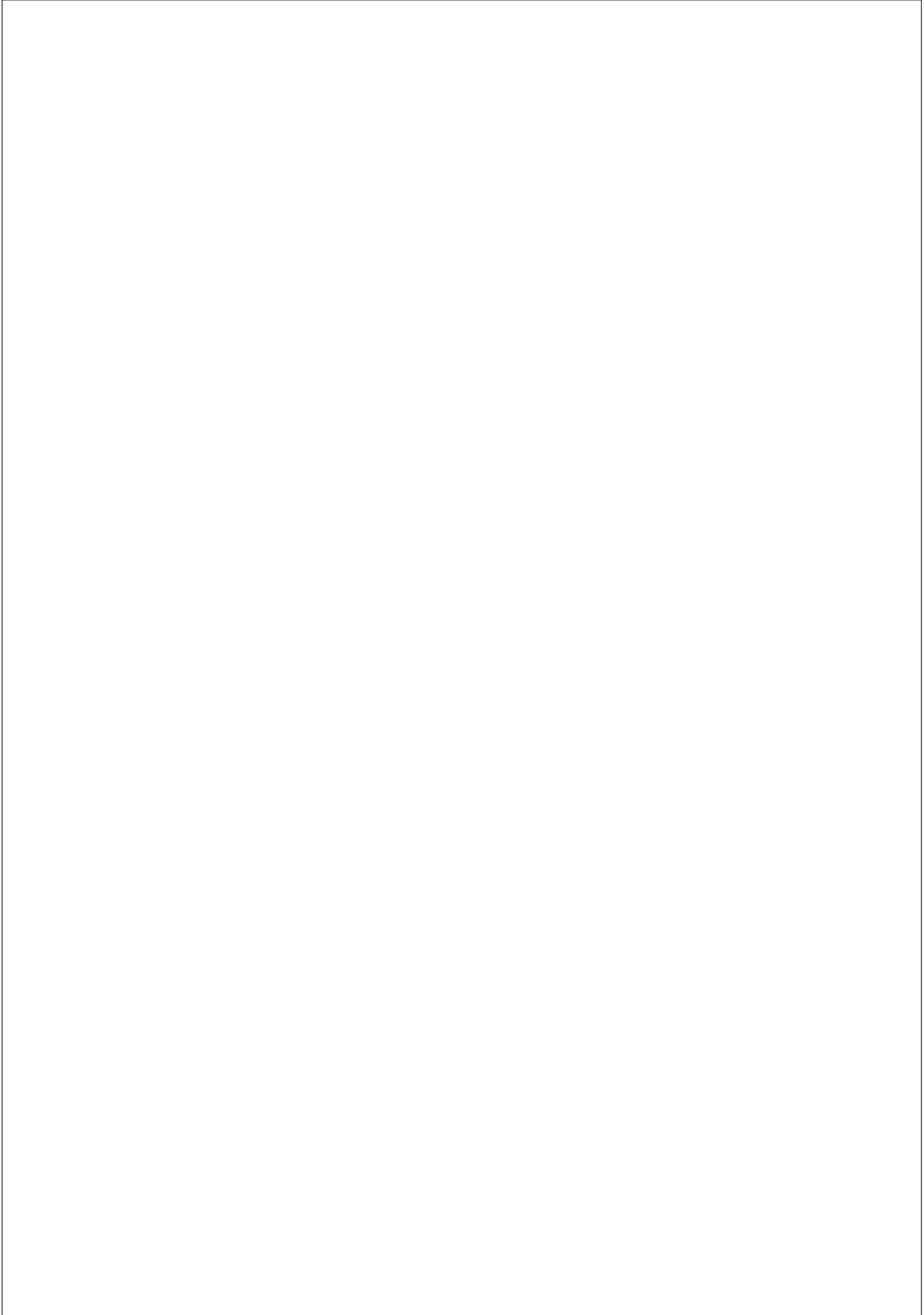
1-2 用途地域を示す図面



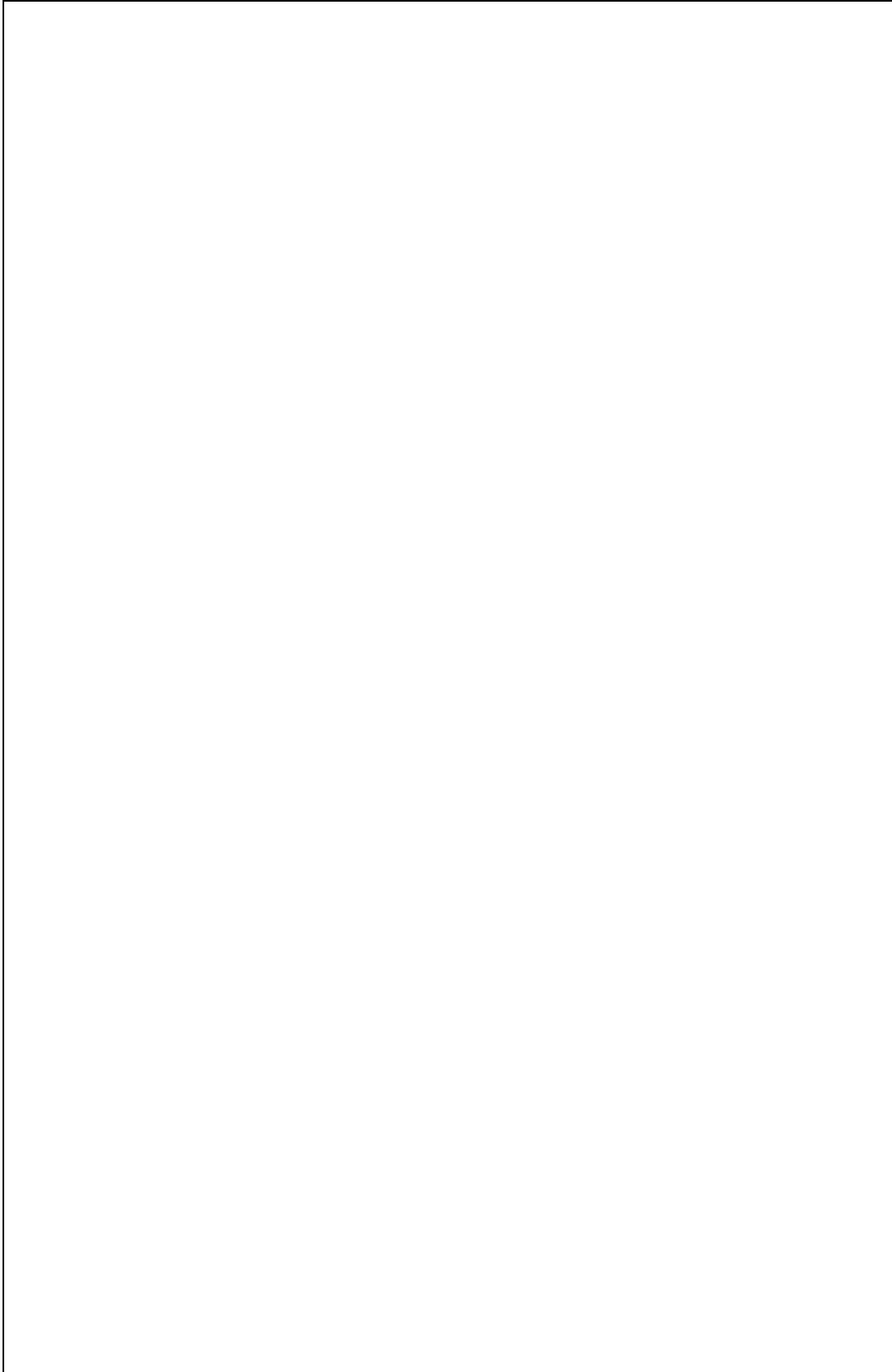
1-3 施設の周辺図



1-4 施設周辺の写真



2 変更の概要

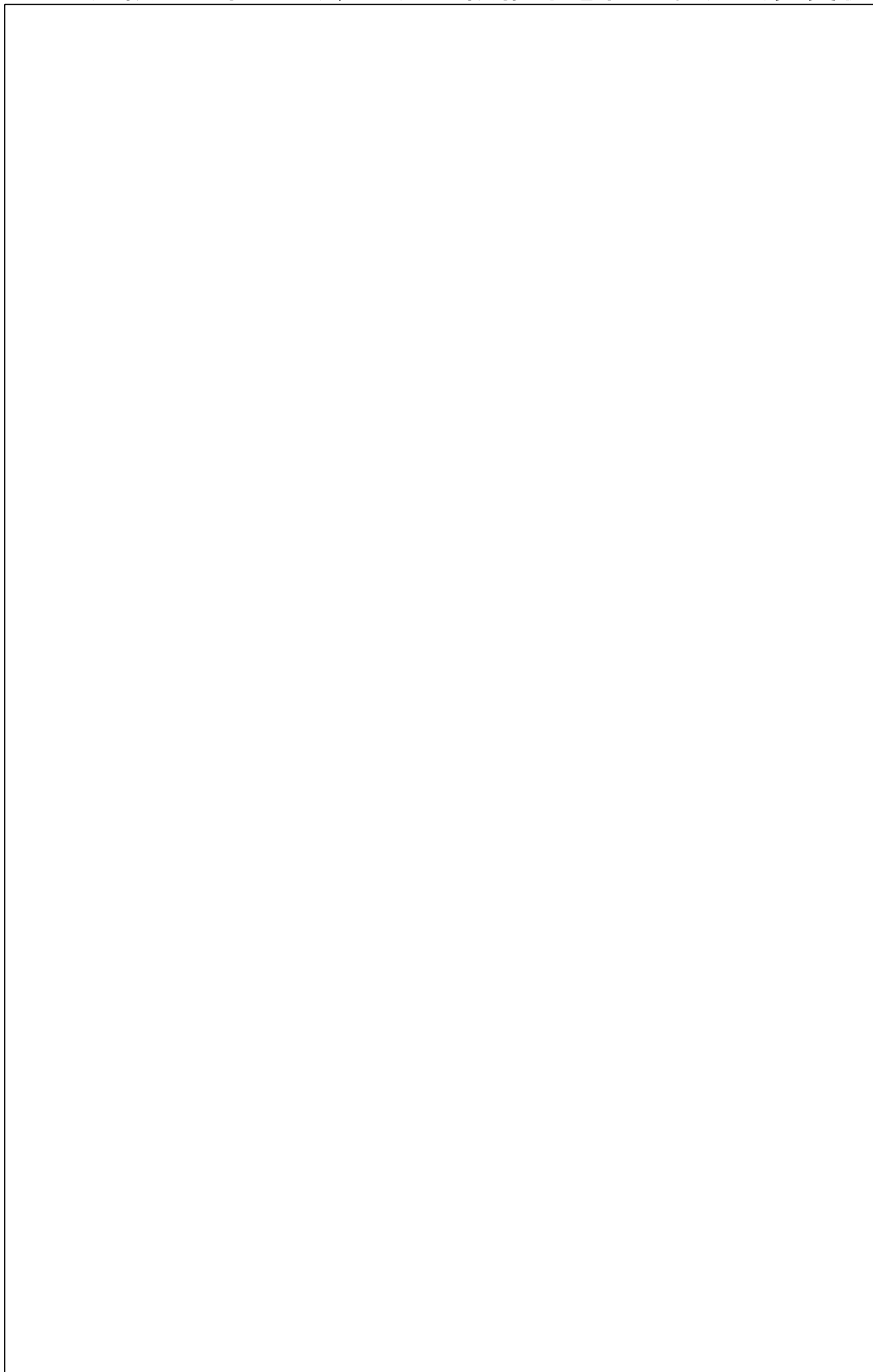


3 施設の概要

3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）



3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）



3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）（変更後）



4 中間処理の概要

4-1 産業廃棄物の流れ（フロー図）

処理 番号		処理方法	
産業廃棄物の種類			

4-2 産業廃棄物の流れ（場内ルート図）

処理 番号		処理 方法		産業廃棄物の 種類	

5 機器の詳細

5-1 主要機器の一覧表

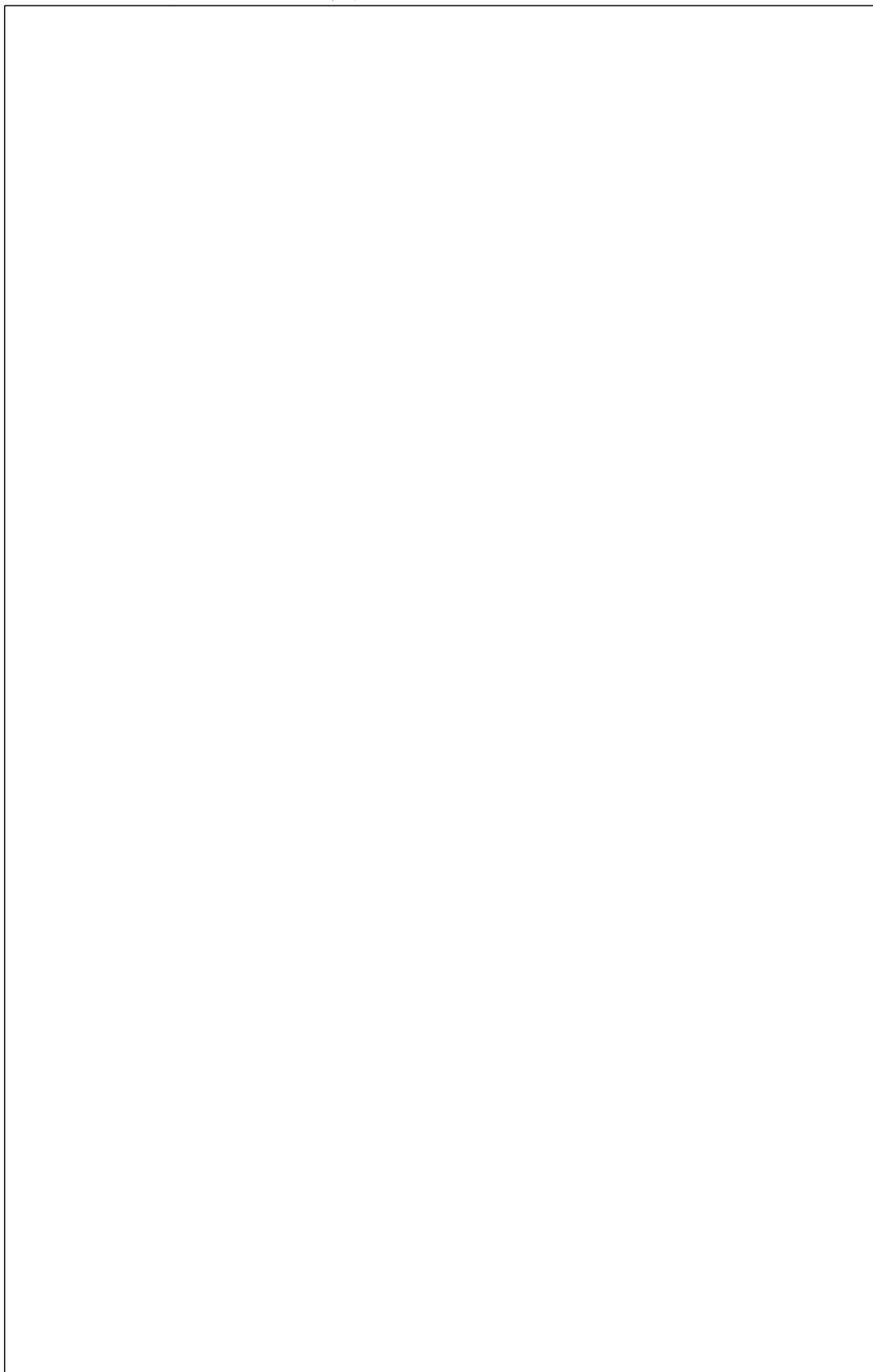
処理 番号	処理方法	産業廃棄物の 種類	メーカー名	型 番	処理能力

※同じ処理方法の機器が複数ある場合は、機器ごとにメーカー名等を記載してください。

※同じ機器で複数の産業廃棄物を中間処理する場合は、産業廃棄物ごとに処理能力を記載してください。

※混合廃棄物を中間処理する場合は、「産業廃棄物の種類」を記載する欄に「混合廃棄物（産業廃棄物の種類の名称）」と記載してください。

5-4 主要機器等の写真



5-6 主要機器等の安全性を明らかにする説明等

処理 番号		処理方法	
産業廃棄物の種類			

6 保管場所の詳細

6-1 保管する産業廃棄物の一覧表（変更前）

保管 番号	処理 方法	産業廃棄物 の種 類	処 理 前・後	保管方法※ ¹	保管量※ ²	屋内外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
合 計					m ³	

※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。

※2 保管量の有効数字は原則3桁（切り捨て）となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。

6-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）

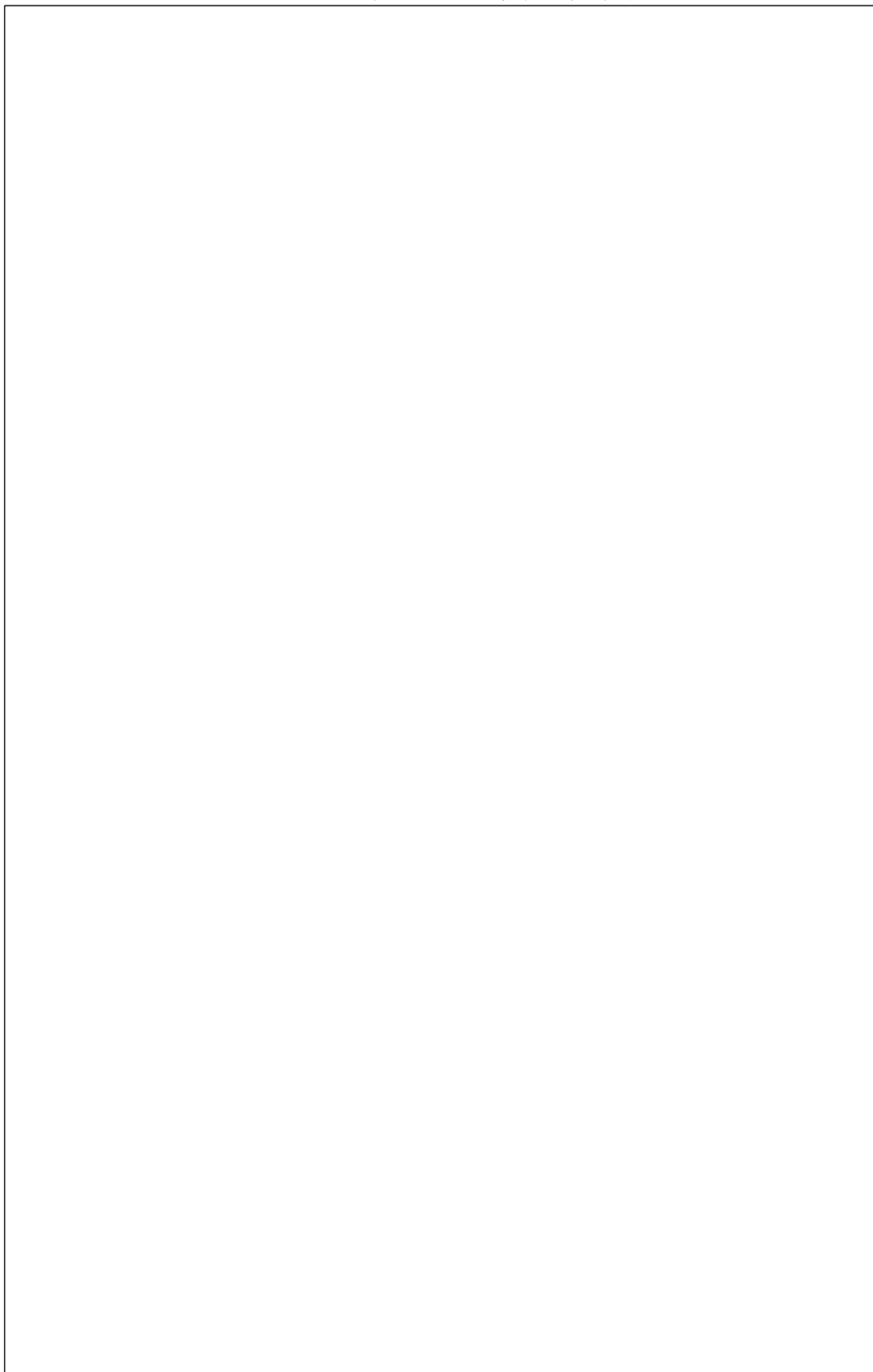
保管 番号	処理 方法	産業廃棄物 の種類※ ¹	処 理 前・後	保管方法※ ²	保管量※ ³	屋内外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
			前・後		m ³	屋内 ・ 屋外
合 計					m ³	

- ※1 混合廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物の種類の欄に「混合廃棄物」と記載してください。
- ※2 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。
- ※3 保管量の有効数字は原則3桁（切り捨て）となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。

6-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管 番号		処 理 前・後	前・後	産 業 廃 棄 物 の 種 類	
保管 方法			注：内寸法で記載してください。		
【計画容量計算】					

6-4 産業廃棄物の保管場所の写真（変更後）



6-5 産業廃棄物の保管容量（計画容量の法適合性）

産業廃棄物の種類 ※1	処理方法	処理能力 (a)※1	換算係数 (b)※2	保管上限 (c) (c=a÷b×14※3)	処理前最大保管量 (d)※4

- ※1 処理を行う産業廃棄物の種類及びその処理能力等を記入してください。
- ※2 換算係数に環境省通知（平成18年12月27日付環廃産発第061227006）の数値を使用しない場合は、当該換算係数を採用した理由等（処理する品目の詳細など）を説明する資料を添付してください。
- ※3 処理前最大保管量は環境省令で別に定める場合を除き原則として処理施設の処理能力（1日当たり）の14倍以下です。ただし、建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において再生のために保管する場合は、処理能力（1日当たり）の28倍（アスファルト・コンクリートの破片にあっては70倍）以下となります（環境省令）。この場合、保管上限の計算式は「 $c=a \div b \times 28(70)$ 」です。
- ※4 混合廃棄物の処理前保管場所があり、かつ、当該混合に含まれる産業廃棄物を単体でも処理する場合、処理前最大保管量は、当該保管場所における混合産業廃棄物の最大保管量だけでなく、処理する単体ごとの最大保管量も記入してください。
 (例) 処理前混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、がれき類）の保管容量が100m³であり、混合廃棄物としてだけでなく、それぞれ単体でも処理を行う場合、上記表の「産業廃棄物の種類」には混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、がれき類と、「処理前最大保管容量」にはそれぞれ100m³と記入します。

6-6 産業廃棄物の保管場所（安全性を明らかにする説明等）

保管 番号		産業廃棄物 の 種 類	

7 施設清掃に関する説明

対 象 物	清掃頻度	清掃方法
処理施設		
保管場所		
保管容器		
選別場所		
排水溝 汚水枳		
オイルトラップ		

8 生活環境の保全上の措置等

項 目	発生が想定される場所	防止対策
粉じん		
悪 臭		
振 動		
騒 音		
大気汚染		
有害物質		
地下浸透		
その他		

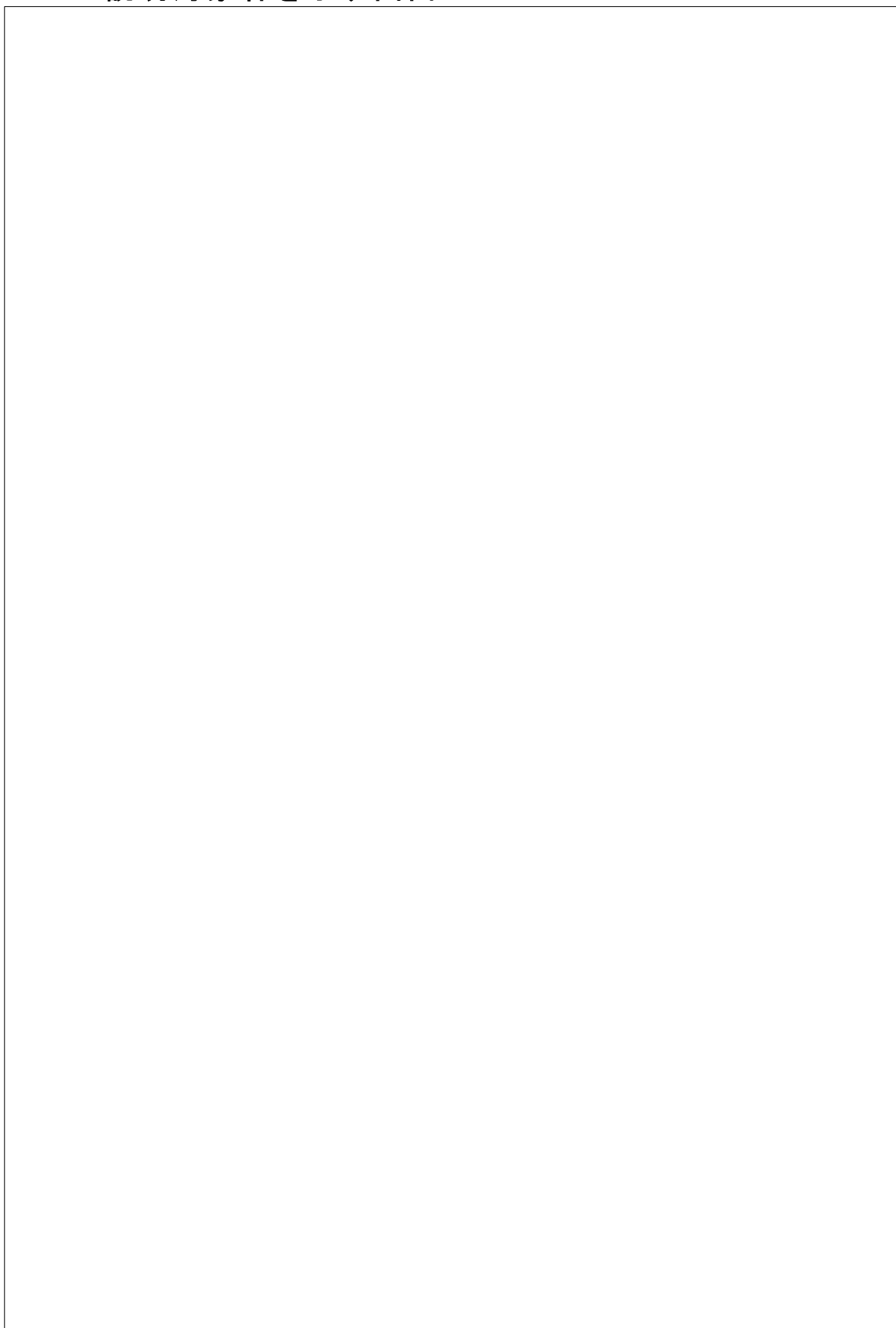
※「発生が想定される場所」「防止対策」について、記入欄に書ききれない場合は別紙を添付して説明してください。

9 処分に係る作業に使用する重機
9-1 重機一覧表

	重機の種類	台数
1		
2		
3		
4		
5		

1 2 住民説明の状況

12-1 説明対象者を示す図面



12-3 說明經過書

	説明対象者	説明日	説明方法	説明結果	特記事項

4 事前計画書様式記載例

令和〇年4月1日

中間処理施設 事前計画書

(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物)

東京都知事 殿

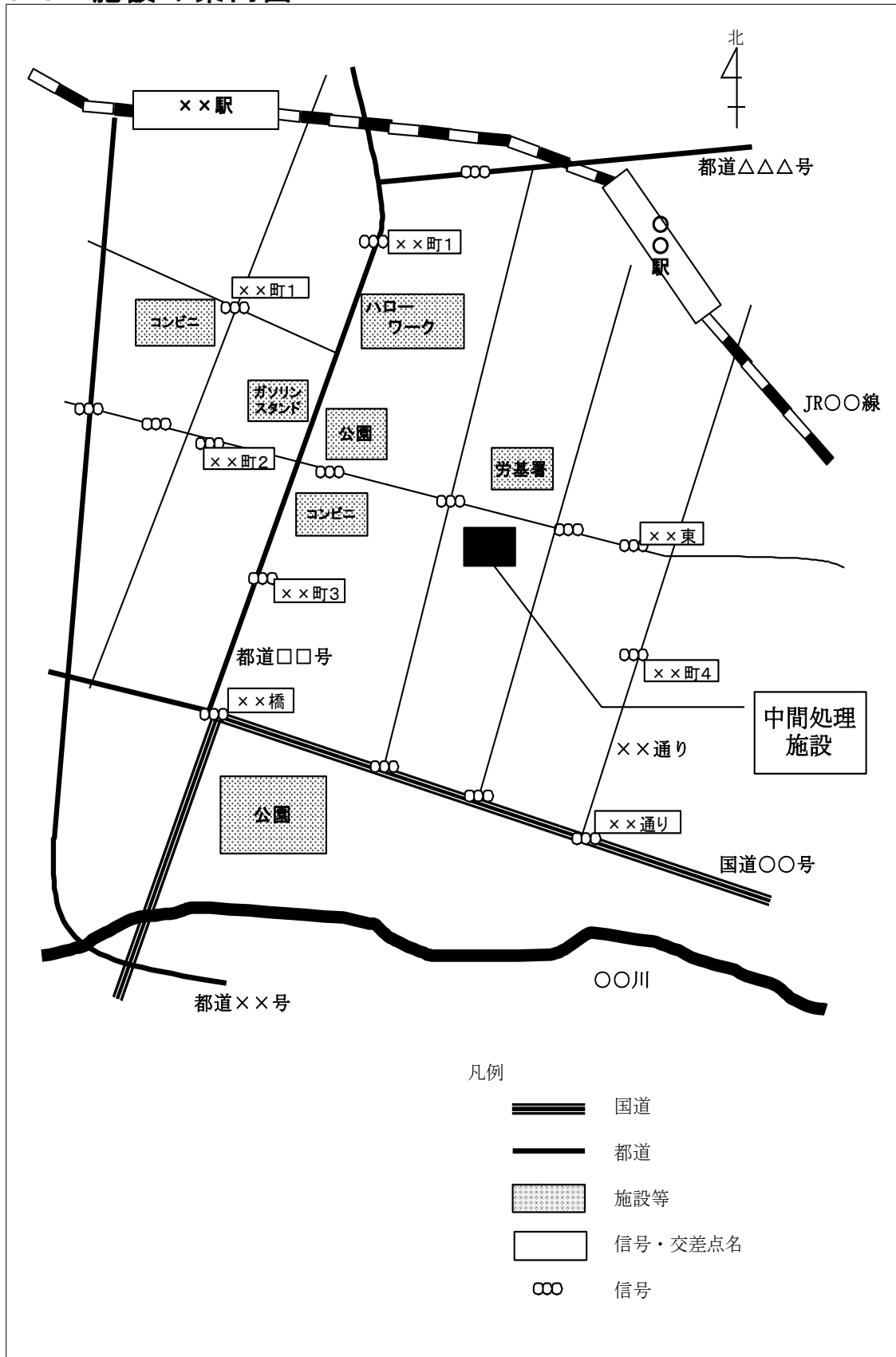
[申請者又は届出者]

郵便番号 ***-****
住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
名 称 東京〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 東京太郎
電話番号 03-1234-****
FAX番号 03-1234-****

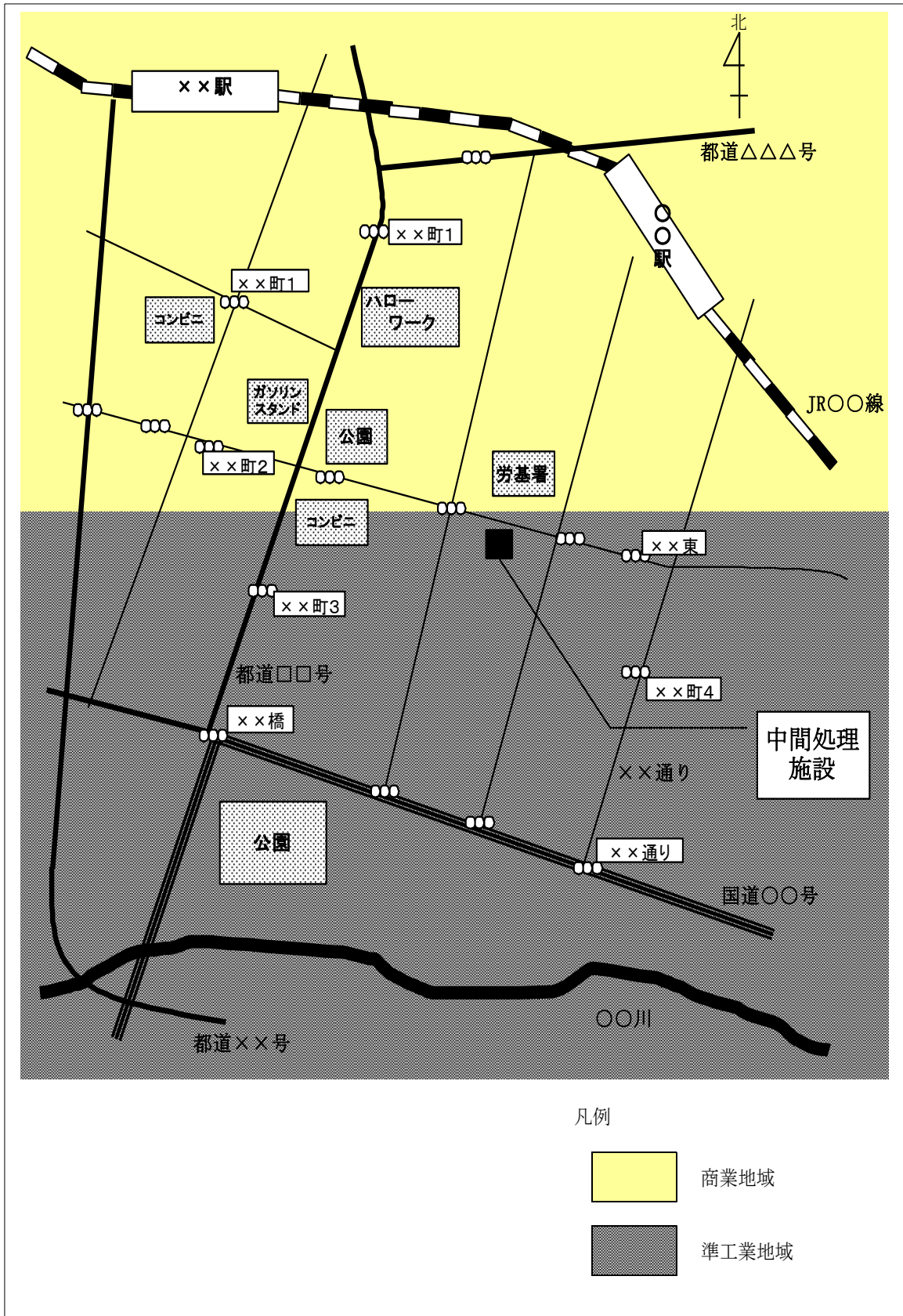
申請又は届出の区分	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 新規許可・変更許可・更新許可 変更届
中間処理施設の所在地	東京都江東区東雲〇丁目〇番〇号
用途地域	工業専用地域・工業地域・準工業地域・商業地域・その他()
作業時間	8時から17時まで 「工場設置認可申請書」に記載の時間を記入してください。
処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類	破碎：がれき類 圧縮：廃プラスチック類、金属くず
中間処理施設に関する変更事項	有・無
許可の有効年月日	令和〇年〇月〇日
東京都における他の許可の有無	無・有(産業廃棄物収集運搬業)
担当者及び連絡先	総務部総務課 東京二郎 電話：03-1234-**** 行政書士 行政太郎 電話：03-2345-****

1 施設周辺の概要

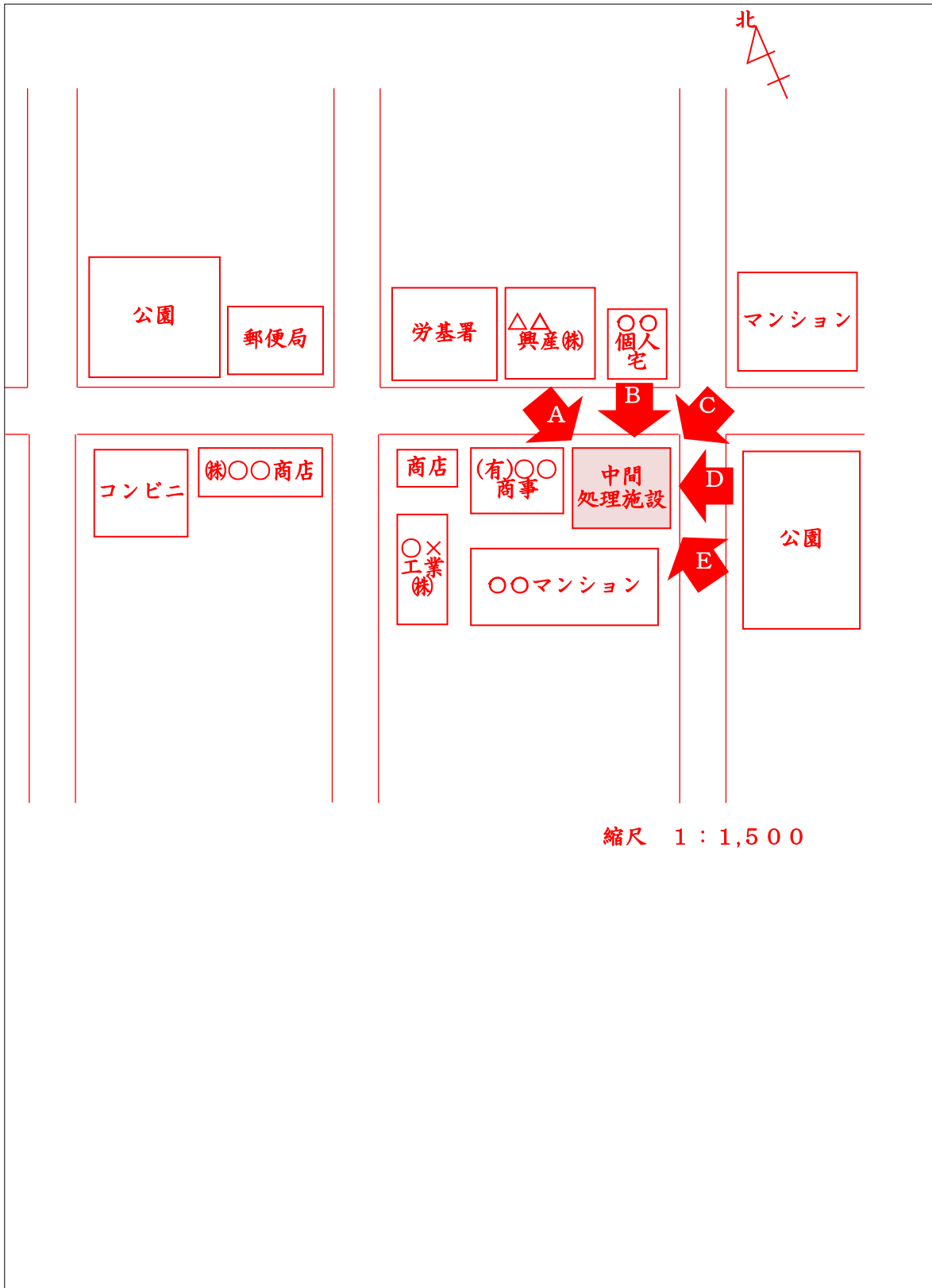
1-1 施設の案内図



1-2 用途地域を示す図面

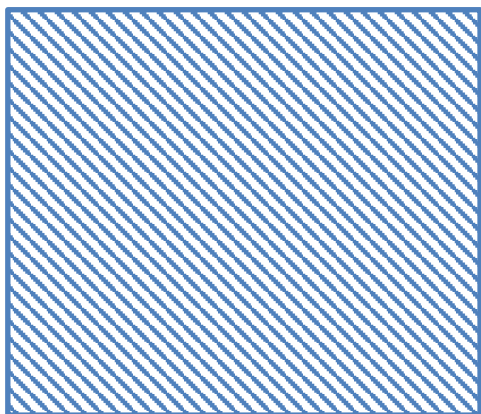


1-3 施設の周辺図

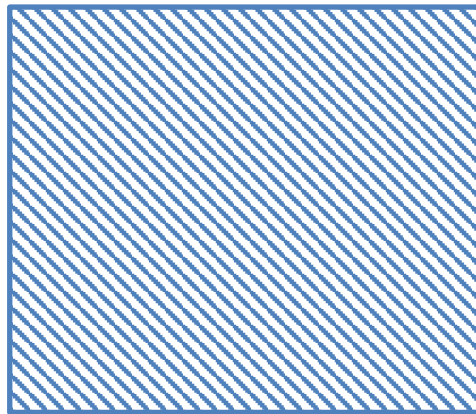


1-4 施設周辺の写真

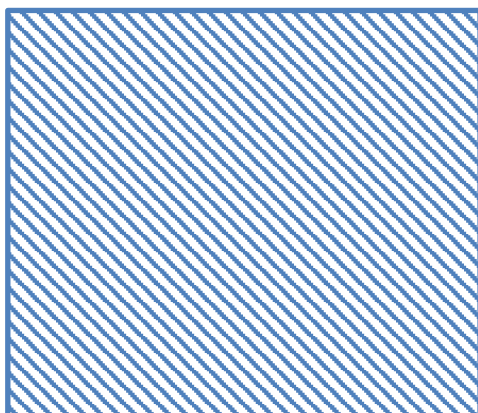
写真A



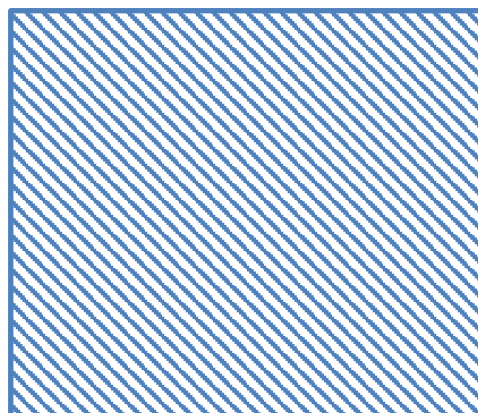
写真



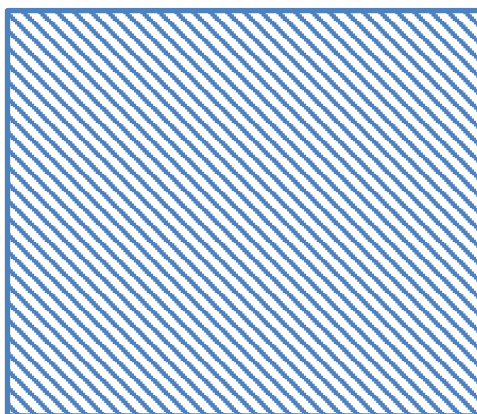
写真



写真D



写真



2 変更の概要

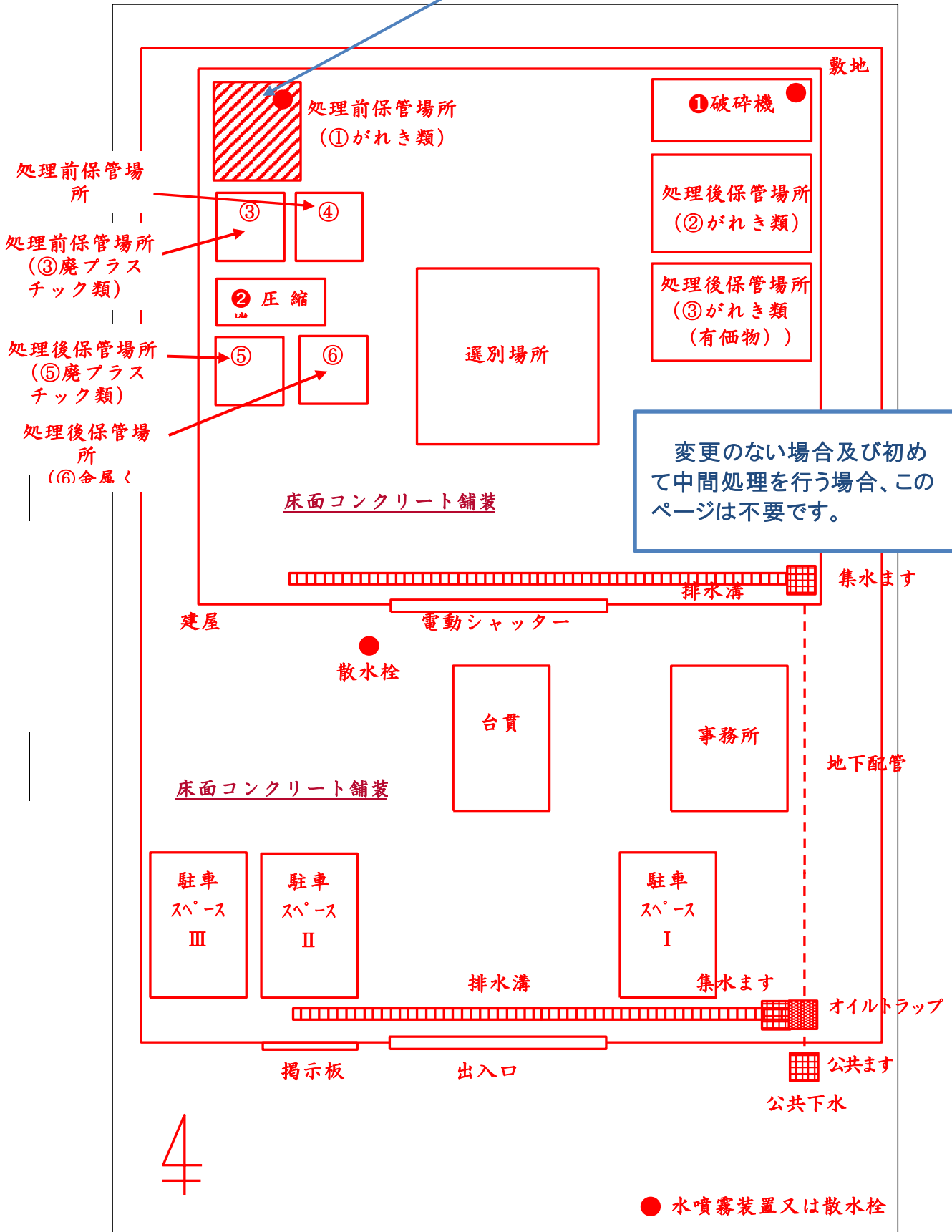
(1)がれき類の処理前保管量の増加(6 m³→12 m³)

変更のない場合は、「変更なし」と記載してください。

3 施設の概要

変更箇所がわかるようマーカーを引く等してください。

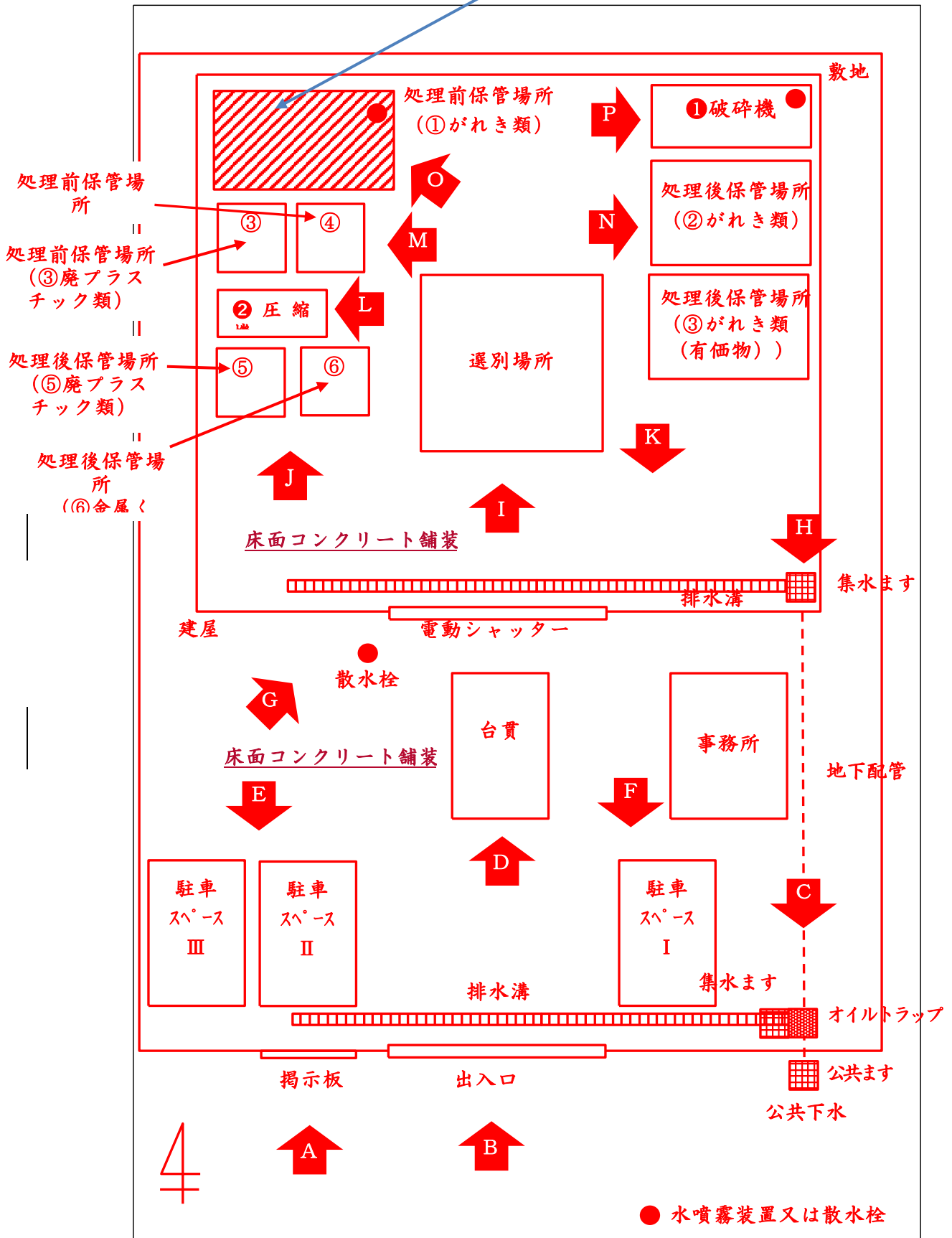
3-1 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更前）



変更のない場合及び初めて中間処理を行う場合、このページは不要です。

変更箇所がわかるようマーカーを引く等してください。

3-2 施設内配置図（排水処理設備等を含む。）（変更後）



4 中間処理の概

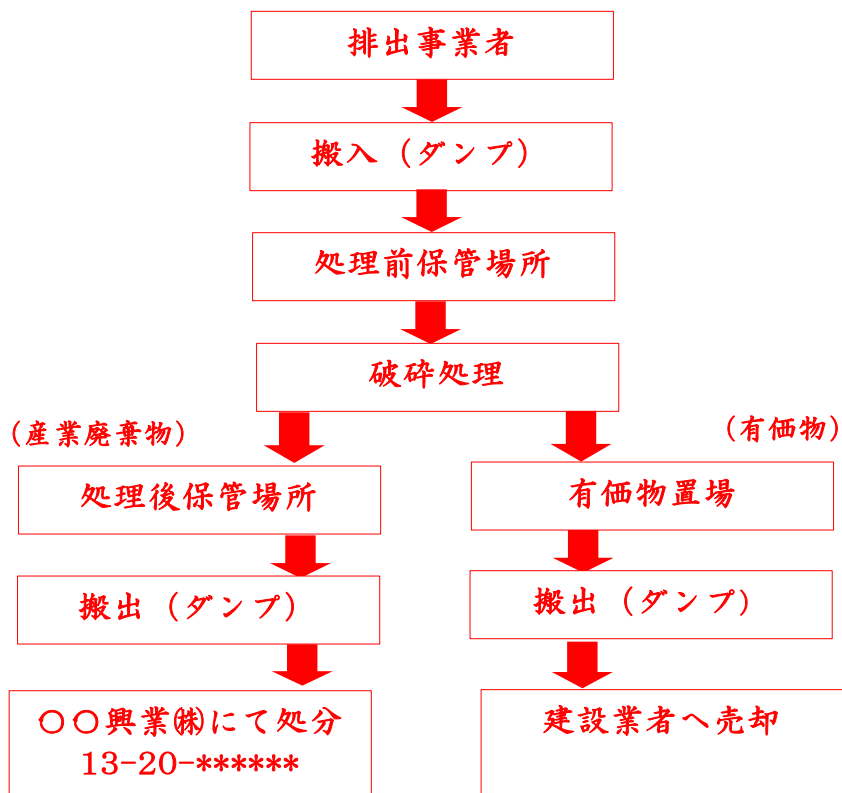
要 4-1 産業廃棄物の流れ（フロー図）

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

処理番号	①	処理方法	破碎
産業廃棄物の種類		がれき類	

- ① 排出場所でダンプ車両に直積みし、シートを掛けて搬入
- ② 台貫にて計量後、散水ホースにて散水しながら処理前保管場所に積み下ろし
- ③ 水噴霧装置にて散水しながら重機を用いて破碎機に投入して破碎
- ④ 水噴霧装置にて散水しながら処理後保管場所又は有価物置場に積み下ろし
- ⑤ ダンプ車両に直積みし台貫にて計量後、シートを掛けて搬出

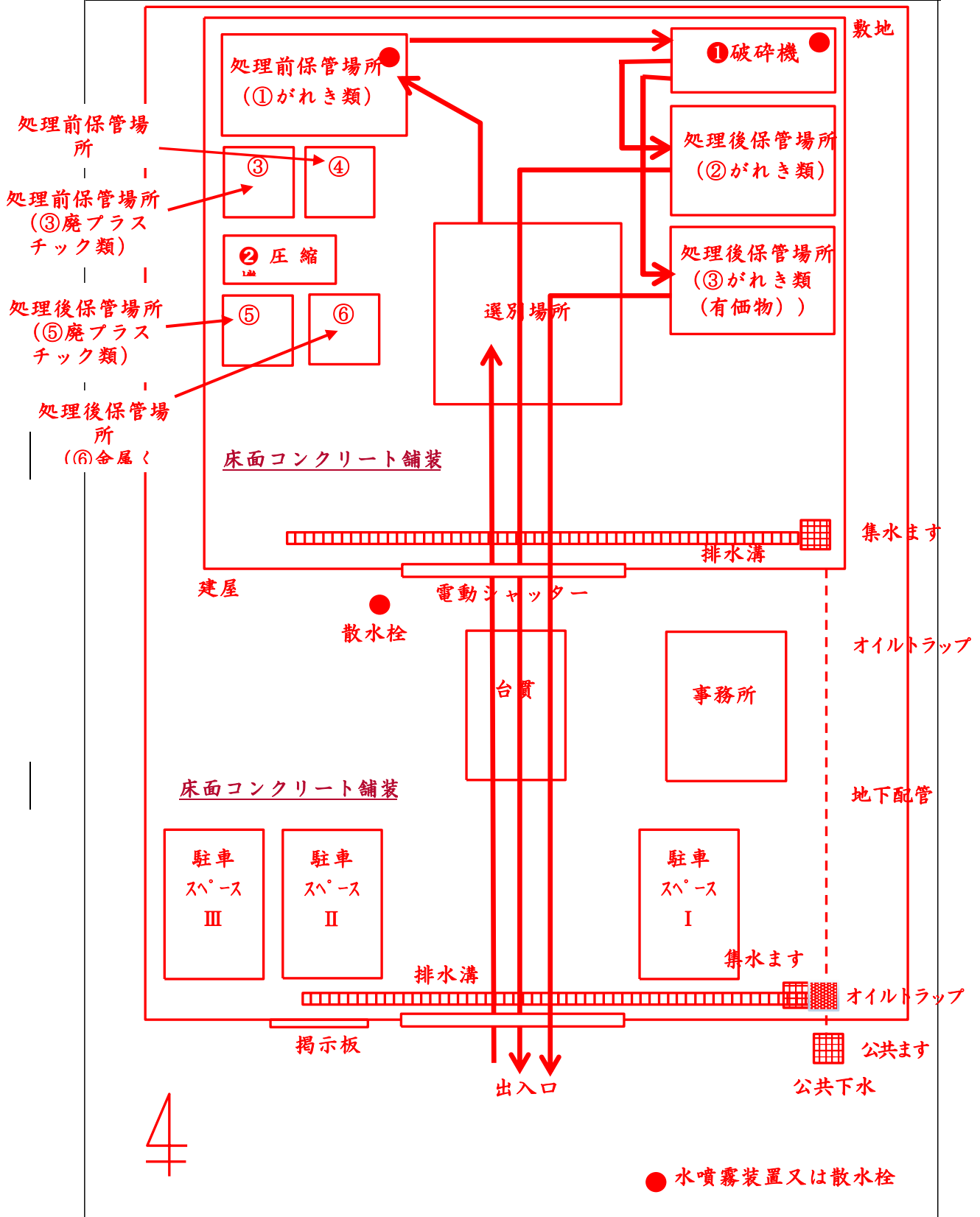
【フロー図】



「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

4-2 産業廃棄物の流れ (場内ルート)

処理番号	①	処理方法	破碎	産業廃棄物の種類	がれき類
------	---	------	----	----------	------



4

5 機器の詳細

5-1 主要機器の一覧表

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

処理番号	処理方法	産業廃棄物の種類	メーカー名	型番	処理能力
①	破碎	がれき類	〇〇〇〇	△-△△	◎ t / 日
②	圧縮	廃プラスチック類	〇〇〇△	〇-〇△	△〇 t / 日
		金属くず			〇△ t / 日

主要機器についてのみ記載してください。付帯設備は記載する必要がありません。

- ※同じ処理方法の機器が複数ある場合は、機器ごとにメーカー名等を記載してください。
- ※同じ機器で複数の産業廃棄物を中間処理する場合は、産業廃棄物ごとに処理能力を記載してください。
- ※混合廃棄物を中間処理する場合は、「産業廃棄物の種類」を記載する欄に「混合廃棄物（産業廃棄物の種類の名称）」と記載してください。

5-6 主要機器等の安全性を明らかにする説明等

処理番号	①	処理方法	破碎
産業廃棄物の種類		がれき類	
<p>1 総重量</p> <p>(1) 機器重量 $\Delta\Delta$ t (「5-3主要機器の図面・カタログ」参照)</p> <p>(2) 機器内廃棄物の重量</p> <p>①機器内廃棄物の総体積 投入口体積 \bigcirc m³ + 処理体積 \bigcirc m³ + 排出口体積 \bigcirc m³</p> <p>②機器内廃棄物の重量 機器内廃棄物の総体積 \times 1.48(がれき類の換算係数 (※環境省通知(環廃産発第061227006号)による))</p> <p>(3) 総重量 $\Delta\Delta$ t + 機器内廃棄物の重量 = $\bigcirc\bigcirc$ t</p> <p>2 機器の専有面積 $\Delta\Delta$ m²</p> <p>3 総重量の耐荷重 総重量 $\bigcirc\bigcirc$ t \div 専有面積 $\Delta\Delta$ m² = Δ t / m²</p> <p>4 床面コンクリート構造物の耐荷重 耐荷重 $\times\times$ t / m² (地震については建物と同程度の震度に耐えられます。)</p> <p>5 安全性の確保 総重量の耐荷重 Δ t / m² < 床面コンクリート構造物の耐荷重 $\times\times$ t / m²</p> <p>6 耐震性 別紙、耐震強度計算書(アンカーボルト計算書)のとおり</p> <p>上記1～6により、安全性は確保されていると言える。</p>			

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

建築・設計会社等が作成した計算書を添付してください。

6 保管場所の詳細

「3-1施設内配置図(変更前)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

変更箇所にマーカーを引く等してください。

6-1 保管する産業廃棄物の一覧表 (変更前)

保管番号	処理方法	産業廃棄物の種類	処理前・後	保管方法※1	保管量※2	屋内外
①	破碎	がれき類	前・後	6 m ³ コンテナ 1個	6.00 m ³	屋内 屋外
②	〃	〃	前・後	直置き	24.1 m ³	屋内 屋外
③	〃	〃 (有価物)	前・後	直置き	24.1 m ³	屋内 屋外
④	圧縮	廃プラスチック類	前・後	3 m ³ コンテナ 1個	3.00 m ³	屋内 屋外
⑤	〃	金属くず	前・後	3 m ³ コンテナ 1個	3.00 m ³	屋内 屋外
⑥	〃	廃プラスチック類	前・後	直置き	8.00 m ³	屋内 屋外
⑦	〃	金属くず	前・後	直置き	8.00 m ³	屋内 屋外
					m ³	屋内 屋外
合					76.2 m ³	

処理前の保管の場合は「前」に、処理後の保管の場合は「後」に○を付けてください。

屋内保管の場合は「屋内」に、屋外保管の場合は「屋外」に○を付けてください。

- ※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類を記載してください。
- ※2 保管量の有効数字は原則3桁(切り捨て)とし、種類及び保管量により変わる場合があります。

変更のない場合及び初めて中間処理を行う場合、このページは不要です。

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

変更箇所にもーカーを引く等してください

6-2 保管する産業廃棄物の一覧表 (変更後)

保管番号	処理方法	産業廃棄物の種類	処 理 前・後	保管方法※1	保管量※2	屋内 外
①	破碎	がれき類	前・後	6 m ³ コンテナ 2個	12.0 m ³	屋内 屋外
②	〃	〃	前・後	直置き	24.1 m ³	屋内 屋外
③	〃	〃 (有価物)	前・後	直置き	24.1 m ³	屋内 屋外
④	圧縮	廃プラスチック類	前・後	3 m ³ コンテナ 1個	3.00 m ³	屋内 屋外
⑤	〃	金属くず	前・後	3 m ³ コンテナ 1個	3.00 m ³	屋内 屋外
⑥	〃	廃プラスチック類	前・後	直置き	8.00 m ³	屋内 屋外
⑦	〃	金属くず	前・後	直置き	8.00 m ³	屋内 屋外
					m ³	屋内 屋外
					82.2 m ³	

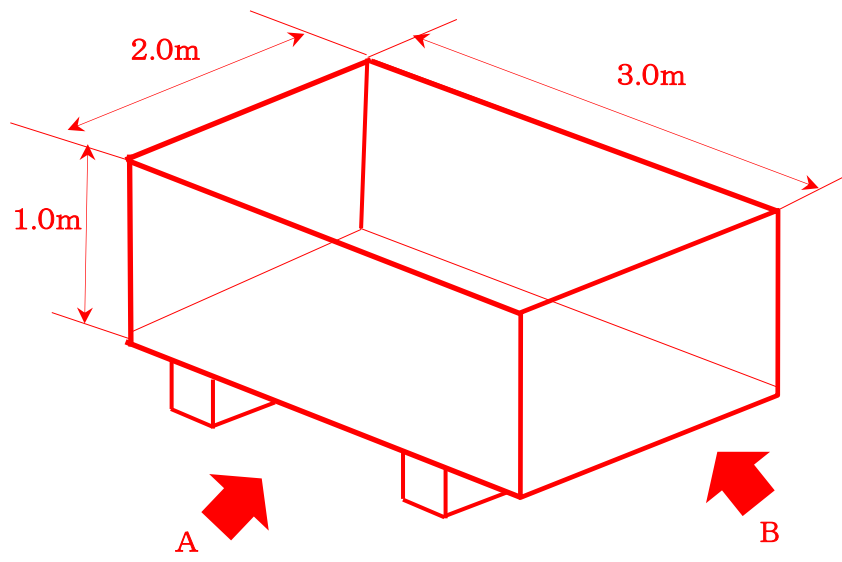
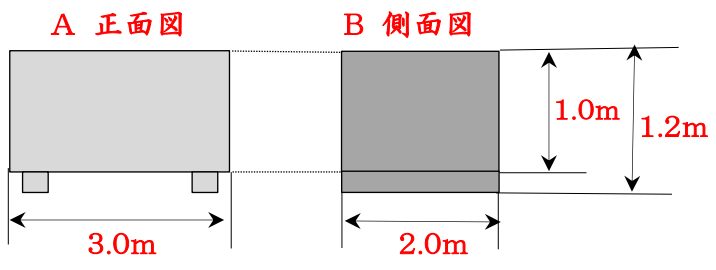
処理前の保管の場合は「前」に、処理後の保管の場合は「後」に○を付けてください。

屋内保管の場合は「屋内」に、屋外保管の場合は「屋外」に○を付けてください。

- ※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類を記入してください。
- ※2 保管量の有効数字は原則3桁(切り捨て)とし、単位はm³とします。種類及び保管量により変わる場合があります。

「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。

6-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管番号	①	処 理 前・後	前・後	産業廃棄物の種類	がれき類
保管方法	コンテナ		注：内寸法で記載してください。		
					
					
【計画容量計算】					
別添カタログより $2.0\text{m} \times 3.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 6.0\text{m}^3$					
保管量： $6.0\text{m}^3 \times 2\text{個} = 12.0\text{m}^3$					

6-3 産業廃棄物の保管場所（図面・計画容量）（変更後）

保管番号	② ③	処 理 前・後	前 後	産業廃棄物 の 種 類	がれき類 がれき類（有価物）
保管方法	直置き		注：内寸法で記載してください。		
<p>【計画容量計算】</p> $5.9\text{m} \times 4.1\text{m} \times 2.0\text{m} \div 2 = 24.19\text{m}^3 \div 24.1\text{m}^3$ <p>端数は切り捨てて、有効数字3桁にしてください。</p>					

6-5 産業廃棄物の保管容量（計画容量の法適合性）

産業廃棄物の種類 ※1	処理方法	処理能力 (a)※1	換算係数 (b)※2	保管上限 (c) ($c=a \div b \times 14$ ※3)	処理前最大保管量 (d)※4
がれき類	破碎	◎ t / 日	1.48 t / m ³	△△m ³	12.0m ³
廃プラスチック類	圧縮	○○ t / 日	0.35 t / m ³	◎△m ³	3.00m ³
金属くず	圧縮	◎◎ t / 日	1.13 t / m ³	△◎m ³	3.00m ³

環境省通知(環産産発第061227006号)による換算係数を記入してください。それ以外の換算係数を使用して計算する場合は、その根拠資料を添付してください。

最大保管量は、当該処理施設の一日当たりの処理能力の14倍(環境省令で定める場合にあつては、同省令で定める数量)以内($c \geq d$)です。
「6-2保管する産業廃棄物の一覧表(変更後)」に記載の処理前保管量と一致するように記入してください。

- ※1 処理を行う産業廃棄物の種類及びその処理能力等を記入してください。
- ※2 換算係数に環境省通知(平成18年12月27日付環産産発第061227006)の数値を使用しない場合は、当該換算係数を採用した理由等(処理する品目の詳細など)を説明する資料を添付してください。
- ※3 処理前最大保管量は、環境省令で別に定める場合を除き原則として処理施設の処理能力(1日当たり)の14倍以下です。ただし、建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において再生のために保管する場合は、処理能力(1日当たり)の28倍(アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍)以下となります(環境省令)。この場合、保管上限の計算式は「 $c=a \div b \times 28(70)$ 」です。
- ※4 混合廃棄物の処理前保管場所があり、かつ、当該混合に含まれる産業廃棄物を単体でも処理する場合、処理前最大保管量は、当該保管場所における混合産業廃棄物の最大保管量だけでなく、処理する単体ごとの最大保管量も記入してください。
- (例) 処理前混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、がれき類)の保管容量が100m³であり、混合廃棄物としてだけでなく、それぞれ単体でも処理を行う場合、上記表の「産業廃棄物の種類」には混合廃棄物、廃プラスチック類、金属くず、がれき類と、「処理前最大保管容量」にはそれぞれ100m³と記入します。

6-6 産業廃棄物の保管場所（安全性を明らかにする説明等）

保管 番号	②	産業廃棄物 の 種 類	がれき類
「3-2施設内配置図(変更後)」に記載した番号と一致するよう記入してください。			
<p>1 がれき類の最大保管重量 24.1×1.48(がれき類の換算係数※) = 35.6 t (※環境省通知(環廃産発第061227006号)による)</p> <p>2 保管場所の専有面積 $\triangle \triangle \triangle \text{ m}^2$</p> <p>3 荷重実態 がれき類の最大保管重量35.6 t ÷ 専有面積 $\triangle \triangle \triangle \text{ m}^2$ = $\triangle \times \text{ t / m}^2$</p> <p>4 床面コンクリート構造物の設計 耐荷重 $\times \times \text{ t / m}^2$</p> <p>5 安全性の確保 がれき類の荷重実態 $\triangle \times \text{ t / m}^2 < \text{耐荷重} \times \times \text{ t / m}^2$</p> <p>6 構造壁の安全性 別紙、<u>強度計算書及び耐震説明書</u>のとおり</p> <div data-bbox="810 1323 1257 1429" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-left: 400px;"> 建築・設計会社等が作成した計算書を添付してください </div> <p>上記1～6により、安全性は確保されていると言える。</p>			

7 施設清掃に関する説明

対 象 物	清 掃 頻 度	清 掃 方 法
処理施設	毎日 (作業終了後)	・ 高圧洗浄機にて洗浄する。
保管場所	毎日	・ 高圧洗浄機または、ほうき 等で清掃する。
保管容器	毎日	・ 雑巾等で清掃する。
選別場所	毎日	・ 高圧洗浄機で清掃する。
排水溝 汚水枳	適宜	・ 高圧洗浄機で清掃する。 ・ 除去した汚泥は、産業廃棄 物処理業者に処理委託す る。
オイルトラップ	適宜	・ 汚れた油は吸着マットで 吸い取る。 ・ 堆積した汚泥等は、産廃棄 物処理業者に処理委託 (1 回/月) する。

8 生活環境の保全上の措置等

項目	発生が想定される場所	防止対策
粉じん	<ul style="list-style-type: none"> ・選別場所 ・破碎機周辺 ・がれき類保管場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機に水噴霧装置を、がれき類保管場所に散水栓を設置している。 ・破碎作業中及び処理前後の積替え作業中はシャッターを閉め、散水を行う。
悪臭	別紙、図面のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・消臭剤を常備し、適宜使用する。 ・詳細は別紙のとおり
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機周辺 ・圧縮機周辺 ・保管場所 ・選別場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理中は出入口に設置した電動シャッターを閉じて作業をしている。 ・破碎機の脚部分には、防振ゴムを設置し、コンクリート床面にボルトで固定している。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機周辺 ・圧縮機周辺 ・保管場所 ・選別場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下させでの荷下ろしは行わない。 ・作業中はシャッターを閉める。
大気汚染	該当なし	
有害物質	該当なし	
地下浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎機周辺 ・圧縮機周辺 ・保管場所 ・選別場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の床面は全面コンクリートで舗装し、排水処理設備も整備している。
その他		

※「発生が想定される場所」「防止対策」について、記入欄に書ききれない場合は別紙を添付して説明してください。

9 処分に係る作業に使用する重機

9-1 重機一覧表

	重機の種類	台数
1	バックホウ	2
2	フォークリフト	1
3		
4		
5		

1 2 住民説明の状況

12-1 説明対象者を示す図面



12-3 説明経過書

「12-1説明対象者を示す図面」に記載した説明対象者をアイウエオ順で記入してください。

	説明対象者	説明日	説明方法	説明結果	特記事項
ア	△△興産(株)	R*.*.*	説明資料を配付	同意書を受領 (同意書添付)	
イ	〇〇〇〇様 (個人宅)	R*.*.*	同上	説明し同意を得られなかったが、今後も継続的に説明を行い、理解して頂けるよう努めます。	
ウ	(有)〇〇商事	R*.*.*	同上	説明し口頭で同意を得ましたが、同意書は頂けませんでした。	
エ	〇〇マンション 管理組合	R*.*.*	同上	同意書を受領 (同意書添付)	